

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年10月21日

【会社名】

株式会社ノースサンド

【英訳名】

Northsand, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 CEO 前田 知紘

【本店の所在の場所】

東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー 7 階

【電話番号】

03-6263-0733(代表)

【事務連絡者氏名】

専務取締役 CFO コーポレート本部長 小久江 省隆

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー 7 階

【電話番号】

03 - 6263 - 0452

【事務連絡者氏名】

専務取締役 CFO コーポレート本部長 小久江 省隆

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集 8,109,000,000円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 8,713,200,000円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 2,734,800,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

なお、募集金額には、日本国内において販売される株式と、大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」をご参照ください。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	9,000,000(注) 3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1 2025年10月21日開催の取締役会決議によっております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 2025年10月21日開催の取締役会において決議された公募による株式発行（以下、「本募集」という。）の発行株式9,000,000株のうちの一部は、大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。なお、発行数については、2025年11月5日開催予定の取締役会にて変更される可能性があります。

上記発行数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2025年11月13日）に決定されます。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

4 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．ロックアップについて」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2025年11月13日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2025年11月5日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	9,000,000	8,109,000,000	4,770,000,000
計(総発行株式)	9,000,000	8,109,000,000	4,770,000,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,060円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,060円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は9,540,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年11月14日(金) 至 2025年11月19日(水)	未定 (注) 4	2025年11月20日(木)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年11月5日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2025年11月13日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2025年11月5日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2025年10月21日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2025年11月21日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込み在先立ち、2025年11月6日(木)から2025年11月12日(木)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 亀戸支店	東京都墨田区江東橋四丁目11番1号（錦糸町支店内）

（注）上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2025年11月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	—	9,000,000	—

- （注）1 引受株式数は、2025年11月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
- 2 上記引受人と発行価格等決定日(2025年11月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,540,000,000	60,000,000	9,480,000,000

- （注）1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,060円)を基礎として算出した見込額であります。2025年11月5日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額9,480百万円については、以下の使途に充当する予定であります。

当社はITコンサルティング及びビジネスコンサルティングを提供しており、コンサルタントの人数、稼働率(注1)、平均単価(注2)の3つの指標が、売上高の成長を目指す上での重要指標となっております。そのため、調達した資金については、上記3つの指標のうち、コンサルタントの人数増加に寄与することを企図し、今後のコンサルタントの採用、当該採用により増加する人件費、及びコンサルタントの増加に伴い必要となるオフィス増床等に伴う費用に充当する予定であります。

具体的には、以下のとおり充当する予定であります。

コンサルタントの採用に係る費用として、人材紹介会社に対して支払う人材紹介手数料に2,661百万円(2026年1月期211百万円、2027年1月期1,225百万円、2028年1月期1,225百万円)

採用したコンサルタントの人件費として6,619百万円(2026年1月期76百万円、2027年1月期3,105百万円、2028年1月期3,438百万円)

人員拡大に伴うオフィス増床等に伴う費用として200百万円(2027年1月期200百万円)

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注1)稼働率＝稼働中の当社所属コンサルタント数÷稼働可能な当社所属コンサルタント数(休職者を除く)

(注2)平均単価(月額)＝稼働中のコンサルタントの平均サービス価格

(注3)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

発行価格等決定日(2025年11月13日)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格。発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	8,220,000	8,713,200,000	東京都中央区 前田 知紘 2,400,000株 東京都中央区 佐々木 耕平 1,632,000株 東京都江東区 加藤 博己 1,632,000株 東京都豊島区 小松 亮太 1,632,000株 東京都中央区晴海三丁目13番2号 株式会社グーニーズ 600,000株 東京都中央区 河野 智晃 324,000株
計(総売出株式)	—	8,220,000	8,713,200,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,060円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 11月14日(金) 至 2025年 11月19日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、発行価格等決定日(2025年11月13日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	2,580,000	2,734,800,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1 号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	2,580,000	2,734,800,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年12月19日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,060円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1	自 2025年 11月14日(金) 至 2025年 11月19日(水)	100	未定 (注) 1	大和証券株 式会社及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	—	—

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、発行価格等決定日(2025年11月13日)において決定する予定であります。

3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、2025年11月21日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2．本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、主幹事会社の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の発行数(海外販売株数)

未定

(注) 上記の発行数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、海外販売株数は、本募集に係る株式数の範囲内とします。

(3) 海外販売の発行価格

未定

(注) 1 海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2 海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における発行価格と同一といたします。

(4) 海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年11月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2 海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における払込金額と同一といたします。

(5) 海外販売の資本組入額

未定

(注) 海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における資本組入額と同一といたします。

(6) 海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 海外販売の資本組入額の総額は、増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集に係る発行株式のうちの一部を大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 未定

発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額 未定

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

(13) 海外販売の新規発行年月日(払込期日)

2025年11月20日(木)

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエオプション」という。)を、2025年12月19日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2025年12月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行行しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である佐々木耕平、加藤博己、小松亮太及び河野智晃、当社の株主である株式会社ファン、株式会社リーフ及び株式会社ノーヴェ、並びに当社の新株予約権者であるコタエル信託株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の日(2026年5月19日)までの期間(以下、「ロックアップ期間(1)」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、売出人である株式会社グーニーズ及び前田知紘は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後360日目の日(2026年11月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間(2)」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中(1)は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシュエオプション、株式分割及びストック・オプション

ン又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

株式会社ファンおよび株式会社ノーヴェ(以下、「対象会社」という。)は、取引銀行に対して、債務の担保として、対象会社が保有する当社普通株式の全てを提供しており、当該株式には質権が設定されております。対象会社が取引銀行に対する債務を履行しなかった場合、取引銀行により質権対象株式の売却が行われることとなりますが、当該取引銀行は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間(1)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等行わない旨を約束する書面を主幹事証券に対して差し入れる予定であります。

ロックアップ期間(1)及びロックアップ期間(2)終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

5. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち141,500株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 裏表紙に当社のロゴ  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「01．理念」～「10．業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は本文の該当ページをご参照ください。

01. 理念

世の中にまだない
新しい価値を提供する

VISION

世界をデザインする

MISSION

カッコいい会社を増やす



02.

行動指針 8RULES



スピードで圧倒しよう
Surprise with speed



情熱がなければ意味がない
Drive with passion



想像力と思いやりを持つ
Imagine and care



迷わずチャレンジしよう
Be the first penguin



感謝・尊敬・謙遜
Be grateful



圧倒的な努力で驚かす
Wow with hard work



論理＊感情で人を動かす
Inspire the mind and heart



絆を深めよう
Foster bonds

03. ビジネスモデル



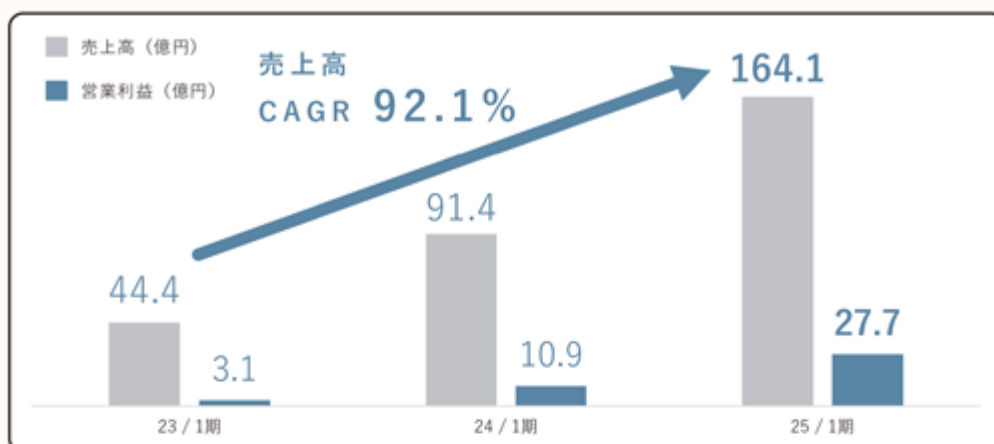
※1 稼働率：稼働中の当社所属コンサルタント数÷稼働可能な当社所属コンサルタント数（休職者を除く在籍コンサルタント）
 ※2 平均単価（月額）：稼働中のコンサルタントの平均サービス価格

04. 当社の特徴



※ コンサルティング業界のカルチャーについては当社独自の見解に基づく

05. 売上・営業利益



※ 2023年1月期は未監査の財務数値

2025年1月期に単体決算会社に移行しており、現在の事業内容に係る業績を比較可能とするため、2023年1月期-2024年1月期は単体財務数値を記載

CAGR：Compound Annual Growth Rateの略。一定期間における初年度と最終年度の数値から、毎年一定の割合で成長したと仮定した場合の年平均成長率を示す指標

06. NORTHSAND AT A GLANCE



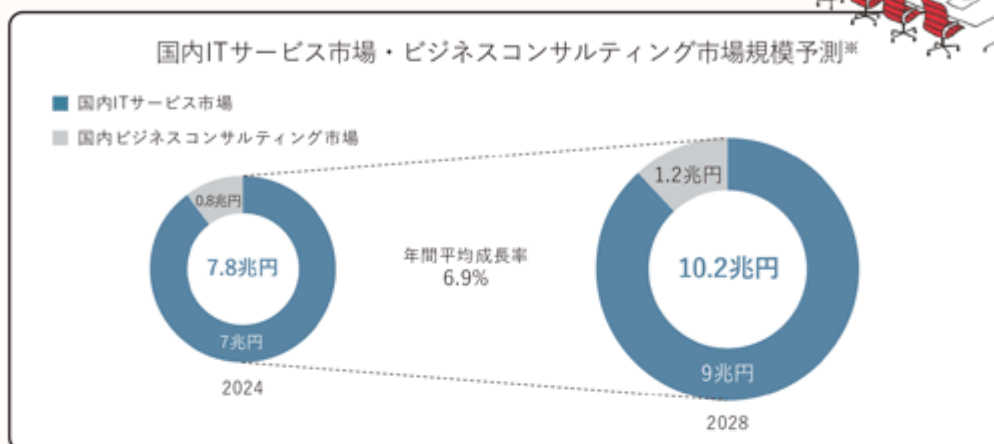
※1 稼働率：稼働中の当社所属コンサルタント数÷稼働可能な当社所属コンサルタント数（休職者を除く在籍コンサルタント）

※2 離職率：期中退職者数÷（期首時点の従業員数+期中入社者数）

※3 株式会社リンクアンドモチベーションが提供する従業員のエンゲージメントを偏差値で数値化する調査

※4 Great Place To Work® Institute Japanが主催する、日本における「働きがいのある会社」認定。毎年約60ヵ国7,000社が参加する世界最大規模の従業員意識調査

07. 今後の市場



※ IDC Japan株式会社プレスリリース『国内ビジネスコンサルティング市場予測を発表～2024年も2桁成長を維持の見込み～』（2024年12月16日）、『国内ITサービス市場予測を発表～AI活用の実践とユースケース拡大が市場成長を促進～』（2025年3月13日）より当社にて2028年までを集計対象として作成
ITサービス市場：基幹システムの刷新やクラウド移行、企業のビジネス強化に向けたシステム開発などの案件に関する需要
ビジネスコンサルティング市場：戦略、財務／経理、業務改善などの案件に関する需要

08. 成長戦略



コンサルタント数とお客様を着実に積み上げて売上高と利益の持続的な成長を目指していきます

事業活動	具体的な戦略	期待効果
採用	- 人材エージェントと採用候補者との関係強化 - 既存社員経由のリファラル採用の積極化	コンサルタント数の増加
人材育成	- コンサルタントの支援体制強化 - 社員間でスキルを能動的に共有する仕組みの構築	単価の向上
顧客獲得	- 営業チームや案件開拓支援チームとの連動性の強化 - 既存のお客様との関係強化	高稼働率の維持
組織進化	- 次期マネージャー層の成長による理念浸透 - バランスの取れた人員構成の維持	低離職率の維持

09.

損益計算書・貸借対照表

損益計算書

単位：百万円	24 / 1 期	25 / 1 期
売上高	9,147	16,417
売上原価	5,005	8,793
売上総利益	4,141	7,623
売上総利益率	45.3%	46.4%
販売費及び一般管理費	3,047	4,849
給料及び手当	571	1,088
採用教育費	1,041	1,165
減価償却費	33	63
その他	1,401	2,531
営業利益	1,093	2,774
営業利益率	12.0%	16.9%
営業外収益	21	42
営業外費用	7	17
経常利益	1,108	2,798
経常利益率	12.1%	17.0%
特別利益	—	0
特別損失	55	—
税引前当期純利益	1,052	2,799
法人税等合計	233	825
当期純利益	819	1,974
当期純利益率	9.0%	12.0%

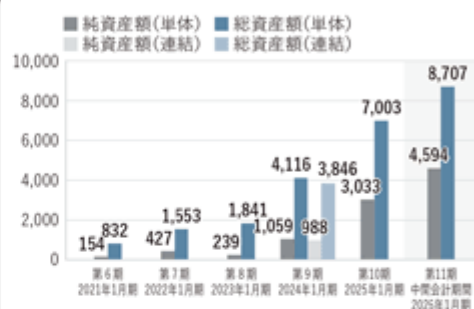
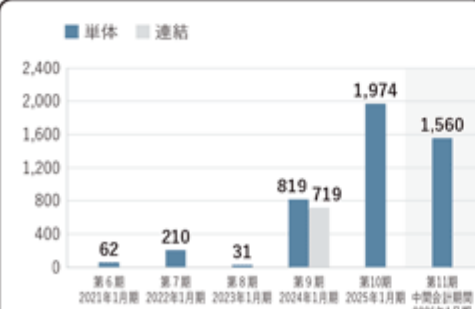
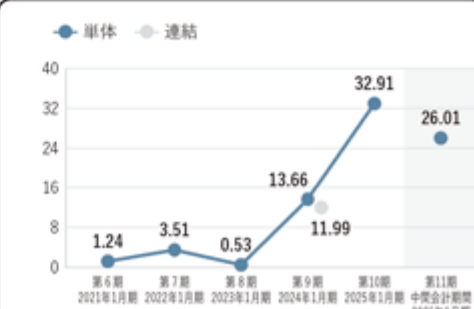
貸借対照表

単位：百万円	24 / 1 期	25 / 1 期		24 / 1 期	25 / 1 期
流動資産	3,161	5,642	流動負債	2,464	3,051
現金及び預金	1,594	3,276	買掛金	238	421
売掛金	1,236	1,937	短期借入金	29	63
前払費用	304	357	1年内償還予定の社債	91	86
その他	33	79	1年内返済予定の長期借入金	159	233
貸倒引当金	△ 6	△ 8	未払金及び未払費用	763	622
固定資産	954	1,361	未払法人税等	318	637
建物	231	507	未払消費税等	376	649
車両運搬具	4	2	契約負債	206	284
工具、器具及び備品	64	143	預り金	37	35
リース資産	—	86	その他	244	18
敷金及び保証金	249	448	固定負債	591	918
破産更生債権等	226	—	社債	106	20
繰越税金資産	170	163	長期借入金	485	602
その他	7	8	その他	—	295
資産合計	4,116	7,003	純資産	1,059	3,033
			資本金	30	30
			その他資本剰余金	46	46
			利益準備金	7	7
			繰越利益剰余金	975	2,949
			新株予約権	0	0
			負債及び純資産合計	4,116	7,003

※ 2025年1月期に単体決算会社に移行しており、現在の事業内容に係る業績を比較可能とするため2024年1月期は単体財務数値を記載

10.

業績等の推移

売上高
(百万円)純資産額／総資産額
(百万円)経常利益
(百万円)1株当たり純資産額
(円)親会社株主に帰属する当期純利益/当期(中間)純利益
(百万円)1株当たり当期(中間)純利益
(円)

※当社は、2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期(中間)純利益」の各グラフでは、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を記載しております。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 9 期
決算年月	2024年 1 月
売上高	(百万円) 9,188
経常利益	(百万円) 1,067
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円) 719
包括利益	(百万円) 719
純資産額	(百万円) 988
総資産額	(百万円) 3,846
1 株当たり純資産額	(円) 16.47
1 株当たり当期純利益	(円) 11.99
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円) —
自己資本比率	(%) 25.7
自己資本利益率	(%) 114.5
株価収益率	(倍) —
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円) 990
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円) 323
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円) 96
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円) 1,614
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名) 713 〔—〕

- (注) 1. 当社は第10期に、連結子会社であったローレンロス・ジャパン株式会社を清算し、連結子会社が存在しなくなったため、第10期より連結財務諸表を作成しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 前連結会計年度(第 9 期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 当社は、2025年 9 月 8 日付で普通株式 1 株につき60株の割合で株式分割を行っております。第 9 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第10期
決算年月	2021年 1 月	2022年 1 月	2023年 1 月	2024年 1 月	2025年 1 月
売上高 (百万円)	1,482	2,407	4,447	9,147	16,417
経常利益 (百万円)	95	376	309	1,108	2,798
当期純利益 (百万円)	62	210	31	819	1,974
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	30	30	30	30	30
発行済株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
純資産額 (百万円)	154	427	239	1,059	3,033
総資産額 (百万円)	832	1,553	1,841	4,116	7,003
1 株当たり純資産額 (円)	183.40	427.99	239.79	17.66	50.57
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	220 (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	74.32	210.89	31.80	13.66	32.91
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.5	27.6	13.0	25.7	43.3
自己資本利益率 (%)	48.2	72.5	9.5	126.2	96.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	691.8	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	1,934
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	379
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	127
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	—	—	—	—	3,271
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	122 〔—〕	170 〔—〕	314 〔—〕	710 〔—〕	1,170 〔—〕

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第 6 期及び第 7 期については潜在株式が存在せず、第 8 期、第 9 期及び第10期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第 6 期、第 7 期及び第 8 期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、また、第 9 期は連結財務諸表を作成しているため、それぞれキャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
5. 第 9 期及び第10期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。
- なお、第 6 期、第 7 期及び第 8 期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく ESネクスト有限責任監査法人による監査を受けておりません。

6. 当社は、2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 当社は、2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第6期、第7期及び第8期(1株当たり配当額については全ての数値)については、ESネクスト有限責任監査法人による監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
1株当たり純資産額 (円)	3.06	7.13	4.00	17.66	50.57
1株当たり当期純利益 (円)	1.24	3.51	0.53	13.66	32.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	3.67	—	—

2 【沿革】

当社は、現代表取締役社長である前田知紘が前職の大手コンサルティング会社にてお客様の本質的なニーズを探求する地道な働き方を評価された経験を踏まえ、思いやりを持ってお客様に寄り添えるコンサルタントが集まり、個人ではなくチームとして新しい価値を提供するコンサルティング会社を創りたいとの考えのもと、2015年7月に設立されました。

当社設立以降の主な沿革は以下のとおりです。

年月	概要
2015年7月	東京都江東区北砂にITコンサルティングを業とする株式会社ノースサンド(資本金1百万円)を設立。
2015年10月	本社を東京都中央区京橋に移転。
2016年12月	本社を東京都中央区銀座に移転。
2017年2月	資本金を30百万円に増資。
2019年1月	東京都中央区銀座に子会社、ローレンロス・ジャパン株式会社を設立(2024年5月清算終了)。
2020年4月	従業員数が100名を超える。
2021年11月	大阪府大阪市北区梅田に関西支社を設立。
2022年1月	Notion(注)の販売代理業務と企業への導入コンサルティング業務を行うNotionサービスを開始。
2023年2月	関西支社を大阪府大阪市中央区淀屋橋に移転。
2023年5月	従業員数が500名を超える。
2024年6月	従業員数が1,000名を超える。
2025年1月	関西支社を大阪府大阪市北区梅田に移転。
2025年1月	福岡県福岡市中央区に福岡営業所を設置。
2025年7月	従業員数が1,500名を超える。

(注) 米国発のマルチプラットフォーム型多機能ビジネスワークスペースアプリケーション。

3 【事業の内容】

当社は総合コンサルティング会社として、主にITコンサルティング、ビジネスコンサルティングを提供しております。「世界をデザインする」というビジョンのもと、「カッコいい会社を増やす」をミッションに掲げ、業界を問わず、お客様の多様なニーズに柔軟に対応しながら、「世の中にまだない新しい価値を提供する」コンサルティング会社を目指しております。当社のミッションである「カッコいい会社を増やす」の「カッコいい」とは、見た目だけの表面的なものを意味するのではなく、社会に対して新しい価値を提供し、従業員一人ひとりが誇りを持って働ける会社を指しております。当社は、お客様が抱える課題を解決し、持続的な成長を遂げる過程を支援することで、「カッコいい会社」を実現するお手伝いをしております。

従来のコンサルティングは事実と論理に基づくアドバイスを中心としており、これはフレームワークとして再現性が高い手法となっている一方で、近年の生成AI等の技術の発展や、コンサルティングスキルに関する書籍が数多く出版されていること等を背景に、コンサルタント経験のない人材でも容易にスキルを習得できることから、サービスとしての差別化が難しく、コモディティ化し始めているものと考えております。

このような環境下において、当社では高い人間力を持つコンサルタントだからこそできる「痒いところに手が届く」コンサルティングを重視しております。単なる課題解決ではなく、お客様の感情に寄り添いながら業務に取り組むことで、お客様の信頼を獲得し、「世の中にまだない新しい価値を提供する」ことができると考えております。このような人間力を重視する経営方針のもと、事業を推進しております。

なお、当社は東京本社その他、大阪及び福岡に拠点を構えております。

当社はITコンサルティングとビジネスコンサルティングを個別に区分して受注することはなく、コンサルティング事業を単一のセグメントとして展開しております。

当社が提供する主なサービスの事業領域及び事業の特徴は以下のとおりです。

(1) 当社の事業領域

ITコンサルティング

事業戦略を実行する各業界の事業部門や情報システム部門に対して、IT中期計画の策定や、アーキテクチャのデザイン検討、IT運用コストの削減等、ITにおける戦略・企画領域から実装・オペレーション領域まで幅広くサポートしております。

< 支援事例 >

業種	支援内容
国内保険業	・ コンタクトセンターの運用/システムにおける業務改善を支援 ・ 各種ドキュメントや過去障害ケース、運用オペレーターへのヒアリングから現状課題を整理 ・ 問題点の抽出から、運用オペレーターが実行しやすい改善施策の立案と運用・システム構成の改善提案を実施
国内情報サービス業	・ ITインフラチーム内における運用課題の可視化及び対応ロードマップの策定を支援 ・ オペレーション・システム面における課題の棚卸し・整理からインベントリの整備、各課題への対応方針策定と中期ロードマップ策定を実施
外資系保険業	・ アプリケーション開発計画とインフラ導入・リブレース計画を反映した中期ITロードマップ作成を支援 ・ ソフトウェア・ハードウェアのIT資産一覧から、各資産の償却期間やEOL(注)時期を整理しリブレース計画を策定
国内通信業	・ デジタルマーケティングを軸にビッグデータ分析と活用ソリューションの構築を支援 ・ トラフィックから顧客の店舗内外の行動動線を分析し、可視化ツールを構築 ・ マーケティング戦略や顧客体験(CX)向上につながる施策の立案を先行して実施
国内金融業	・ 経理業務の統合と自動化に向けた大規模基幹システムの刷新プロジェクトを支援
国内サービス業	・ コロナ禍による全社リモートワーク環境の構築プロジェクトを支援
国内医薬品製造業	・ 新薬研究の効率化を目的とした大規模なデータ分析基盤構築プロジェクトを支援
国内製造業	・ メインフレームで稼働する基幹システムのオープン化プロジェクトをPMOとして支援

(注) End of Lifeの略。ソフトウェア等のIT関連製品において、メーカーや開発者によるサポートが終了する時期を示すもの。

ビジネスコンサルティング

マーケティング、セールス、人事等のNon-IT領域における業務改善、戦略策定、実行支援を行っております。

デジタルやIT領域のコンサルティングとの連携を通じて、単なる提言にとどまらない、より効果的な支援を実現し、お客様のビジネス成果を最大化するための戦略を提供し、実行フェーズまでをサポートしております。

< 支援事例 >

業種	支援内容
国内製造業	・ 部門予算・投資に関するガバナンス強化を支援 ・ 投資計画の策定プロセスや投資評価基準の策定、予算編成方針や予実管理プロセス、レポートニング方針の策定と業務プロセス改革を実施
国内不動産業	・ 営業店・バックオフィス含む全社的な業務改善を支援 ・ 経営課題/業務課題に対する役員層へのヒアリングから、営業所/事業部ごとの業務量や業務プロセスの可視化と、業務改善方針・システム化方針の策定を支援
国内建設業	・ コーポレートデジタル推進グループの立上げとプロジェクト推進を支援 ・ 経営ダッシュボード構築や人材管理プロセス改善等のプロジェクト推進から、グループの役割定義やプロジェクト企画等、組織立上げにおける全面的な支援を実施
外資系小売業	・ プティック及びバックオフィスを含む全社的なワークスタイル改善を支援 ・ 働き方改善に伴う業務課題のヒアリングから、各種制度立案、コラボレーションツールの浸透支援、全社サーベイと改善方針の立案を支援

Notionサービスの提供

当社は、Notion Labs, Inc.が提供するオールインワンの情報共有ツール「Notion」の世界初の販売代理店です。「Notion」は単なるツールではなく、バーチャルオフィスやリモートコラボレーション、ノーコードツールとして進化するプラットフォームです。

当社では、前述のコンサルティングサービスとは別に、Notion導入をサポートする専任部署を設けており、ライセンス提供から導入設計、運用定着支援まで一貫したサポートを行っております。これからのDX時代に求められるスムーズな情報共有やコミュニケーション基盤を整備する上で、Notionは有用性が高い環境を提供できると考えております。自社での導入・活用体験に基づくナレッジとコンサルティングサービスで培ったノウハウを組み合わせ、業務プロセスの最適化を含む総合的なサービスを提供しております。

(2) 事業の特徴

人間力を重視したコンサルティング

当社ではコンサルタントのスキルを「コンサルティングスキル」と「人間力」の2軸に分けて考えております。コンサルティングスキルとは思考力、知識及び経験等、いわゆるコンサルタントとして一般的に求められるスキルとなります。一方、当社ではお客様の内部事情やカルチャー等も踏まえながら、お客様の悩みに寄り添い、周囲と良好な関係を築きながら課題解決を進められる高い人間力を持ったコンサルタントによるコンサルティングサービスの提供をより重視しております。

当社では、人間力を「愛嬌・素直さ・しつこさ」の3要素と定義しております。これらの要素は研修活動等による育成が難しい要素であると考えており、人間力を持った人材が集まる環境で周囲の人を観察することで自然と身についていくものであると考えております。当社では、採用時点でこれらの要素を兼ね備える人間力の高い人材を採用する仕組みがあるからこそ、当社独自の「辛いところに手が届く」ようなおもてなしのコンサルティングサービスが提供できていると考えております。

当社は人間力を構成するのは「愛嬌」「素直さ」「しつこさ」の3つの要素であると定義し、周囲と良好な関係を築き、維持するために必要な能力であると考えている

人間力を構成する3要素



要素の特徴

1. 愛嬌は与えられる力

愛嬌のある人は、周囲から好かれるため情報が集まり、チャンスを与えられるため成長する機会が増える

2. 素直さは受け入れる力

素直さのある人は、こたわりなく他者からの指摘や助言を受け入れることができ、間違いを早く改善することができる

3. しつこさはやり切る力

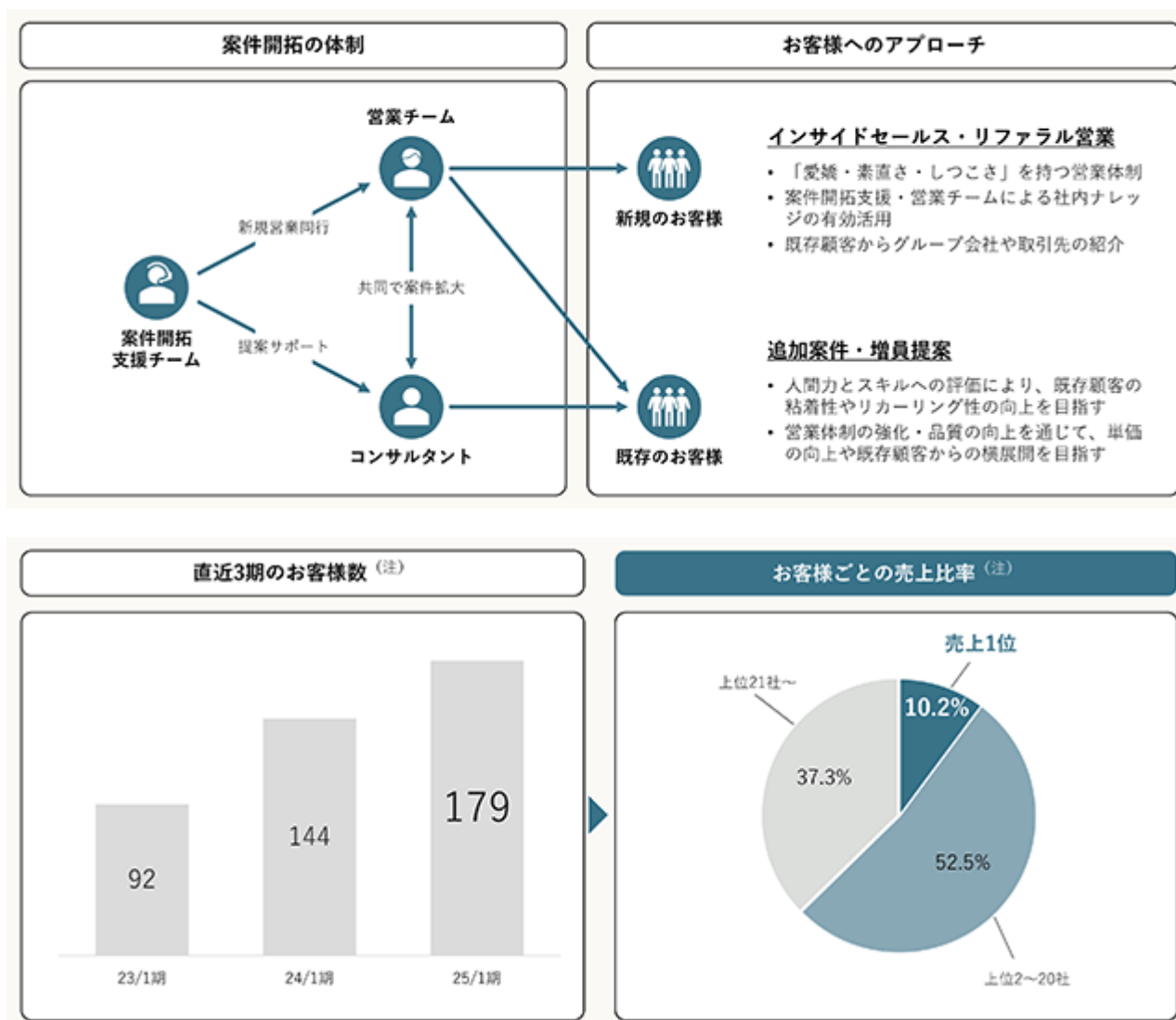
しつこさのある人は、目的達成のために出来る事を全てやり切る意識が強く、責任感があるため信頼される

サービス提供と案件開拓の分業体制

一般的なコンサルティング会社では、上位職のコンサルタントが日々のコンサルティング業務に加え、案件獲得のための営業活動を兼務する体制が主流となっております。一方、当社ではコンサルタントとは別に、営業要員及び案件開拓を支援する専任のチームを設置しております。これにより、コンサルタントはお客様へのサービス提供と品質向上に専念し、営業要員はお客様開拓の活動に集中することが可能となり、さらに案件開拓支援チームがその双方をサポートすることで、三位一体の体制を構築しております。

このような体制により、お客様ごとにきめ細やかなアカウント管理ができております。新規のお客様獲得だけでなく、既存のお客様のプロジェクトの進捗やニーズに応じて、最適なコンサルタントの配置や増員の提案を円滑に行う他、他部署への横展開も実現しております。サービスの高品質化と営業活動を同時並行で推進することで、コンサルタントの稼働率向上等、経営効率を高めることができております。

結果として、下図のとおり、当社は毎年お客様数を着実に増やしており、売上比率においては特定の会社に依存することなく国内の大手企業を中心に幅広いご支援を行っております。

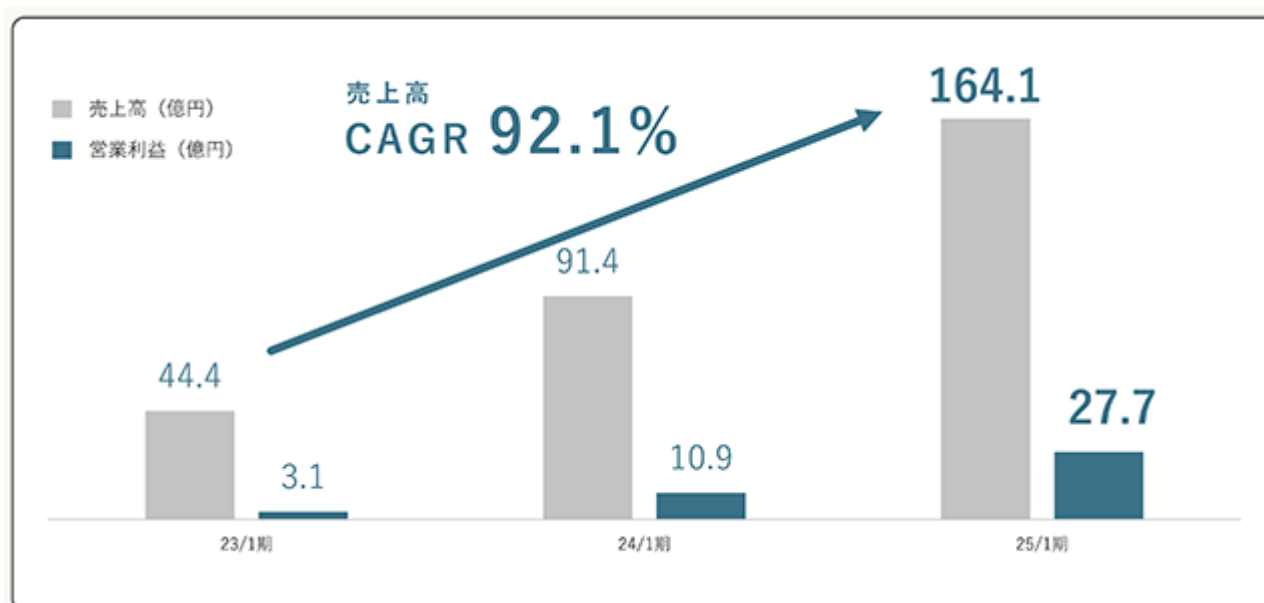


（注） 2025年1月期における当社コンサルティング事業の全顧客数(179社)を集計対象としております。

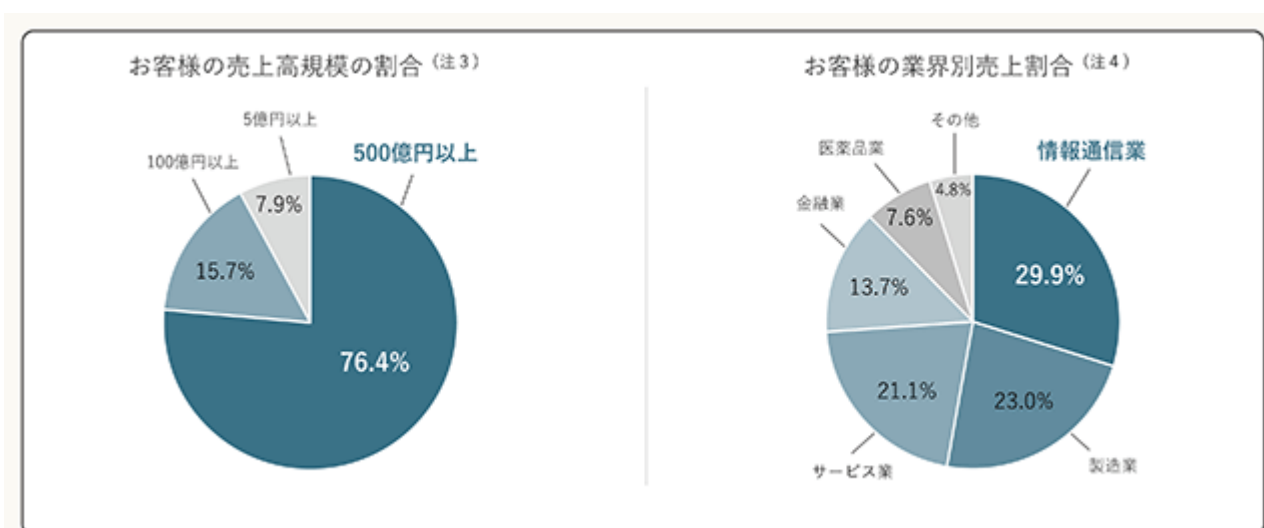
総合的なコンサルティングサービス

当社は、経営戦略策定から業務推進、IT実装まで、様々なスキル・経験を持ったコンサルタントを有しております。その結果、全てのプロセスを包括した総合的なコンサルティングサービスを提供することが可能であり、またコンサルタントをお客様の業界やサービス領域で区分しないことで、お客様のニーズに応じて柔軟にプロジェクトチームを編成できる体制としております。

以上の取り組みの結果として、2023年1月期から2025年1月期まで売上高CAGR(注1)は92.1%(注2)と高成長を遂げており、幅広い業界のお客様へ継続的、長期的にコンサルティングサービスを提供することができております。



なお、2025年1月期の実績に基づくお客様の売上高規模の割合(注3)及び業界別売上割合(注4)は、以下のとおりです。



(注1) Compound Annual Growth Rateの略。一定期間における初年度と最終年度の数値から、毎年一定の割合で成長したと仮定した場合の年平均成長率を示す指標。

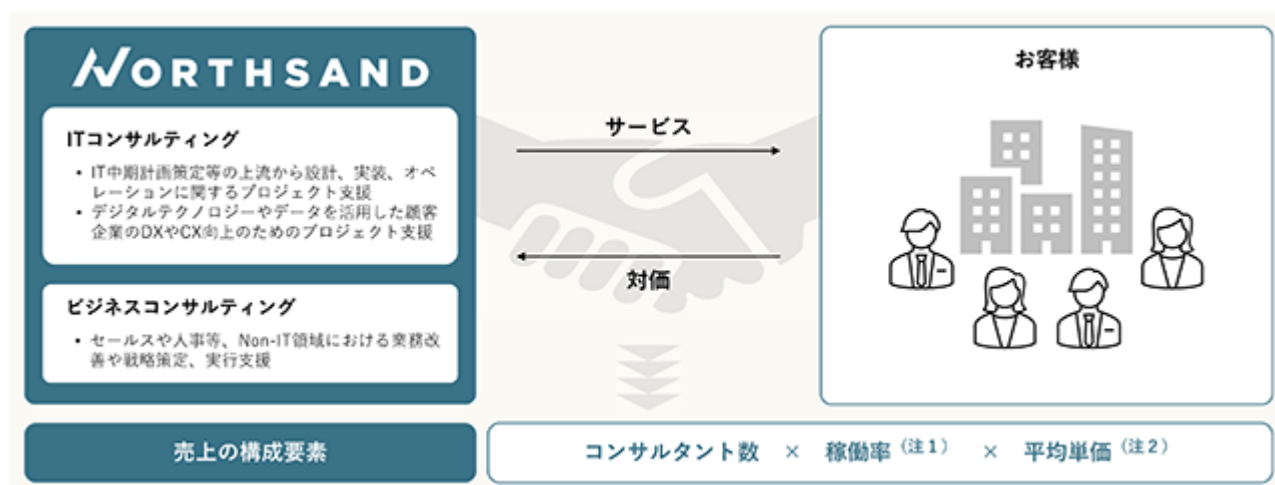
(注2) 2025年1月期に単体決算会社に移行しており、現在の事業内容に係る業績との比較を可能とするため、2024年1月期以前も単体ベースの財務数値を記載しております。

(注3) お客様の売上高規模の割合は、各社の事業内容を調査の上、得られた情報を参考に作成しております。

(注4) お客様の業界別売上割合は、2025年1月期における当社コンサルティング事業の全顧客数(179社)を集計対象とし、東証株価指数33業種に基づいて分類しております。なお、非上場企業については、各社の事業内容を調査の上、得られた業種情報を参考に、当社が東証株価指数33業種の中から最も適切と判断した業種に分類しております。

なお、当社の事業の系統図は以下のとおりです。

(当社の事業系統図)



(注1) 稼働率 = 稼働中の当社所属コンサルタント数 ÷ 稼働可能な当社所属コンサルタント数(休職者を除く)

(注2) 平均単価(月額) = 稼働中のコンサルタントの平均サービス価格

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当事業年度において、連結子会社でありましたローレンロス・ジャパン株式会社につきましては、2024年5月31日に清算終了しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,602	31.7	1.7	6,852

部門の名称	従業員数(名)
コンサルティング事業部	1,437
その他の部門	165
合計	1,602

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員数については従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は単一セグメントであるため、部門別の従業員数を記載しております。
4. その他の部門は、人事部、コーポレート本部等の管理部門の従業員であります。
5. 従業員数が最近1年間に於いて547名増加しましたのは、主として事業拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注 1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注 2)	労働者の男女の賃金の差異(％)(注 1)			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
9.6	50.0	73.3	75.1	106.7	—

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社では、「世界をデザインする」というビジョンと「カッコいい会社を増やす」というミッションを掲げ、「世の中にまだない新しい価値を提供する」コンサルティング会社を目指しております。

ビジョンとミッションには、当社のコンサルティングサービスを通じて、お客様の従業員がより生き活きとカッコよく働くようになることで、お客様全体もカッコよくなり、社会をよりよいものにデザインしていくとの思いが込められております。

また、創業以来、コンサルティングの「スキル」ではなく、コンサルタントという「人」にフォーカスしてまいりました。コンサルティング会社でありながらコンサルタントらしくない、「愛嬌」があって、「素直」で、「しつこい」、人間力のある人が多い会社だからこそ、他社にないノースサンドらしい「痒いところに手が届く」ような、おもてなしのサービスを提供することができていると考えております。このような人間力をさらに磨き上げるための行動指針が「8 RULES」です。その一つひとつは、一見当たり前に思える内容ですが、全従業員の共通言語として徹底的に浸透を図ってまいりました。その結果、従業員一人ひとりが業務遂行において、誠意と熱意をもって指針を体現しながら業務に邁進する姿勢が、お客様から高く評価されております。これにより、当社のファンを増やし、継続的な受注や新規案件の獲得につながる好循環が生まれております。このように、当社の行動指針は社内浸透から始まり、お客様への価値提供、さらには新たなビジネス機会の創出へとつながり、当社がお客様と共に持続的な成長を実現する原動力となっております。



スピードで圧倒しよう
Surprise with speed



情熱がなければ意味がない
Drive with passion



想像力と思いやりを持つ
Imagine and care



迷わずチャレンジしよう
Be the first penguin



感謝・尊敬・謙遜
Be grateful



圧倒的な努力で驚かす
Wow with hard work



論理・感情で人を動かす
Inspire the mind and heart



絆を深めよう
Foster bonds

(2) 経営戦略

当社の強みは、「ファンづくりサイクル」という仕組みを使って再現性の高い成果を生み出し続けていることです。「ファン」とは、当社の理念や考え方に対して好意を示していただける人のことと定義しております。採用活動や自社の組織運営、営業・コンサルティングサービスを通じて、関わる人を当社のファンにしていくことが「ファンづくりサイクル」であり、当社の競争優位の源泉となっております。

この「ファンづくりサイクル」は4つの段階で構成されており、これを繰り返し循環させることで、当社のファンを増やし続ける仕組みとなっております。このサイクルが回り続け、再現性のある仕組みとして機能しております。

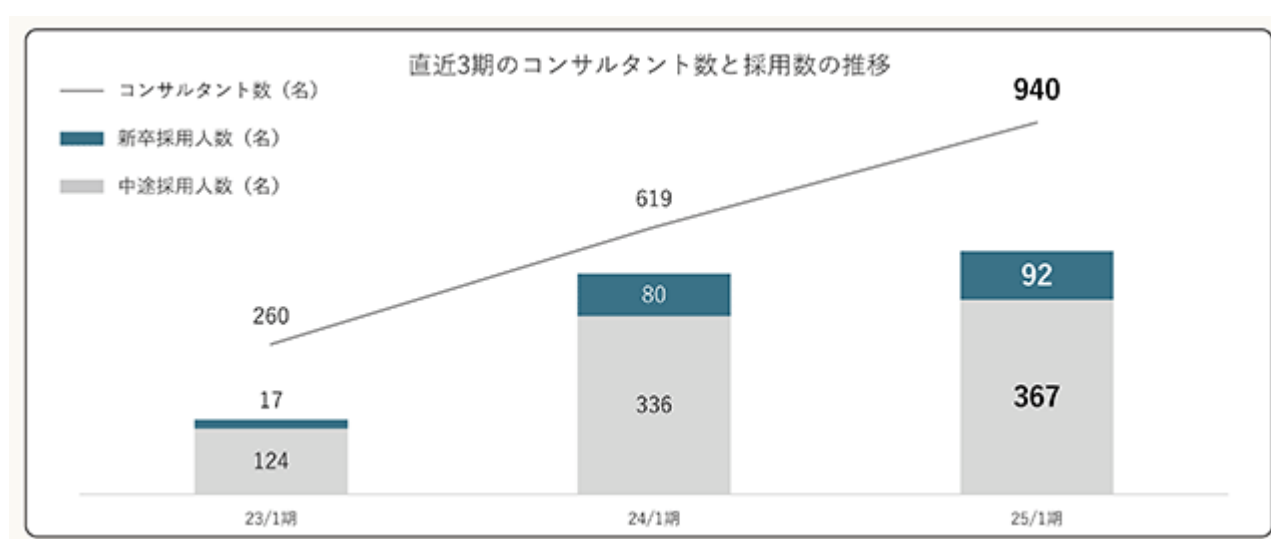


<ファンづくりサイクル>

採用におけるファンづくり

当社の採用活動では、候補者の方に加えて、日頃から当社に人材を紹介いただいている人材エージェントの方もファンづくりの対象となっております。当社では、コンサルティングスキル重視ではなく、当社の理念に深く共感し、「愛嬌・素直さ・しつこさ」を兼ね備えた人材を重視するカルチャーマッチ採用を行っておりますが、カルチャーマッチ採用を行う上では当社の理念や魅力を伝えるための機会を多く提供することが重要であると考えており、そのために多様な施策を実施しております。

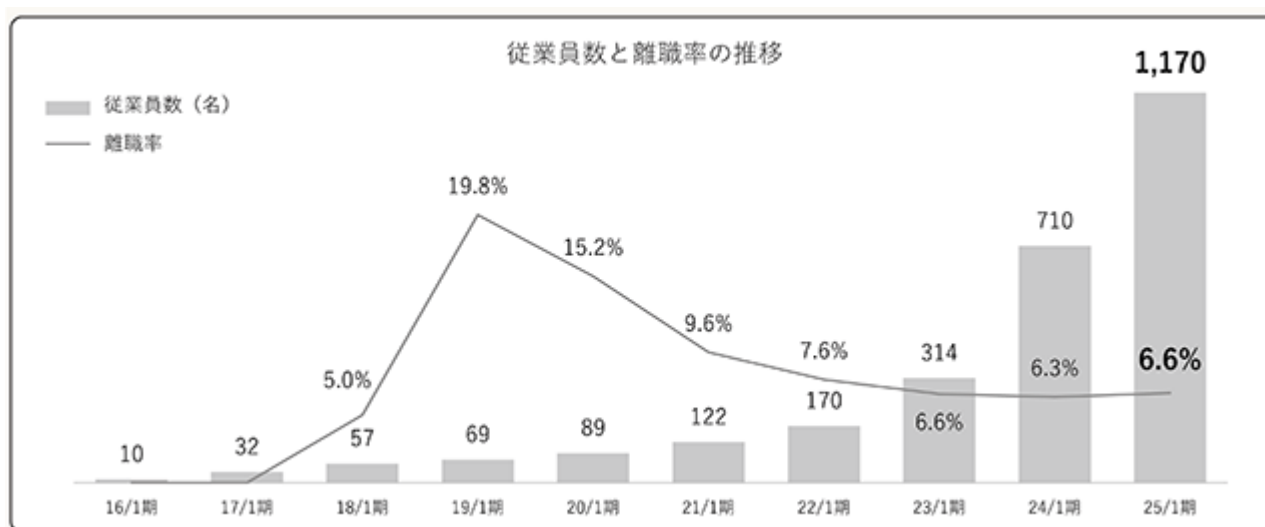
例えば、採用候補者については会社説明会だけではなく実際に従業員と交流ができる「NS Meet-Up」をはじめとしたイベント、人材エージェントの方々向けに日頃の感謝を伝えるイベントとして「エージェント感謝祭」や「リクルーターアワーズ」を独自に開催しており、これらの施策を通じ、「ノースサンドで働きたい」、「ノースサンドに候補者を紹介したい」と感じていただくことで、当社のファンを増やせるよう取り組んでおります。これらの結果として、当社と取引のある人材エージェント数は2023年1月期～2025年1月期でそれぞれ127社、225社、312社、人材エージェント経由の採用候補者数は同時期にかけて3,631名、10,401名、16,110名と増加しており、コンサルタント数の増加に貢献しております。以下、過年度におけるコンサルタント数の推移となります。



組織運営におけるファンづくり

当社の組織運営では、従業員をファンづくりの対象として、理念を浸透させるための様々な施策を実施しております。例えば、社長から全従業員に向けて、毎営業日、始業前に理念に関するメッセージが発信されており、日常的に当社の理念に触れる機会を増やすことで浸透を図っております。また、月に1度の全社員集会や経営陣による理念に基づいたパネルディスカッション(「フィロソフィー会」)等、社内交流イベントを積極的に開催しております。

従業員同士のコミュニケーションの促進策としても、社内全体でナレッジを共有するチャンネル(「#Knowledge Help」)を設けており、プロジェクトの枠を超えて協力し合える環境が整っております。当社の理念に基づく組織づくりによって従業員が当社のファンとなることで、従業員数が1,500名を超える現在も、高いエンゲージメントを維持しております。その結果、当社の離職率(注1)は直近5期間連続で10.0%未満となっており、一般的に離職率が高いと言われているコンサルティング業界において、日本国内全産業の離職率15.4%(注2)と比べても低い水準となっております。以下、過年度における従業員数と離職率の推移となります。



(注1) 離職率 = 期中退職者数 ÷ (期首時点の従業員数 + 期中入社者数)

なお、2025年1月期に単体決算会社に移行しており、現在の事業内容に係る指標との比較を可能とするため、2024年1月期以前も単体ベースの離職率を記載しております。

(注2) 厚生労働省『令和5年雇用動向調査結果の概況』より抜粋。

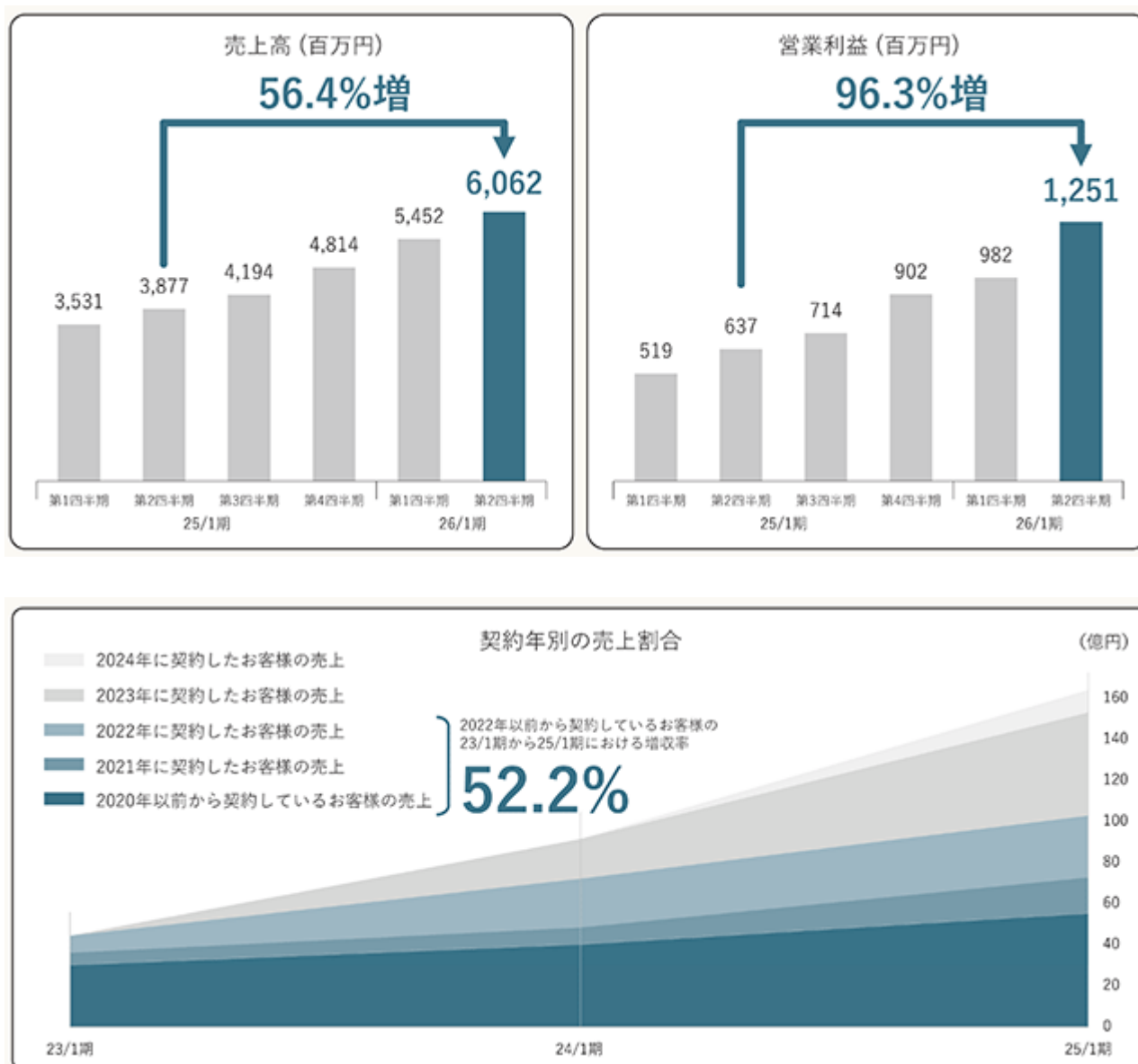
営業及びコンサルティングサービスにおけるファンづくり

当社の営業活動及びコンサルティングサービスでは、お客様をファンづくりの対象として、当社の行動指針である「8 RULES」に基づく徹底した行動を通じてお客様のファンを増やしております。

例えば、営業提案では、上から目線ではなく、ノースサンドレターという手紙風の提案書にする等、柔らかく親しみやすい提案のアプローチを行っております。また、プロジェクト現場では、お客様の従業員の一人になったつもりで、丁寧な対応を心がけ、業務を快適に行えるよう清掃や整理整頓等の細やかな配慮まで徹底するとともに、お客様からのご依頼に対応するスピード感を意識してサービス提供を行っております。

このように、当たり前のことを他社よりも速く、より高いレベルで実行する、基本的な取り組みを徹底することで、お客様からの信頼を獲得し、その結果、お客様と長期的な関係を構築することができております。

以下、当社の四半期ごとの売上高及び営業利益の推移並びに契約年別のお客様からの売上割合(注)となります。このうち、2022年以前から契約しているお客様の売上は、2023年1月期から2025年1月期までの2年間で52.2%の増収率となっており、お客様との継続的な契約が、当社の収益基盤として安定的な売上成長及び高いロイヤリティ実現につながっております。



(注) 直近3期(2023年1月期～2025年1月期)の売上高について、契約開始年ごとにお客様を分類し、各年度の過去から継続して契約している売上高の規模を示したグラフ。

(3) 経営環境

国内ITサービス市場・ビジネスコンサルティング市場

当社は、ITコンサルティング及びビジネスコンサルティングを提供しており、IDC Japanの調査によりますと、当社が属する国内ITサービス市場及び国内ビジネスコンサルティング市場の市場規模は、今後も継続的に成長するものと予測されております。(注1・注2)

国内ITサービス市場は、幅広い産業分野で、既存システムのクラウド移行/モダナイゼーション(注3)、及びデジタルイノベーションの実践に向けた新システム構築に関連した需要の拡大が見られ、2024年以降2029年に向けて年平均成長率6.6%と、成長が継続すると予測されております。(注1)

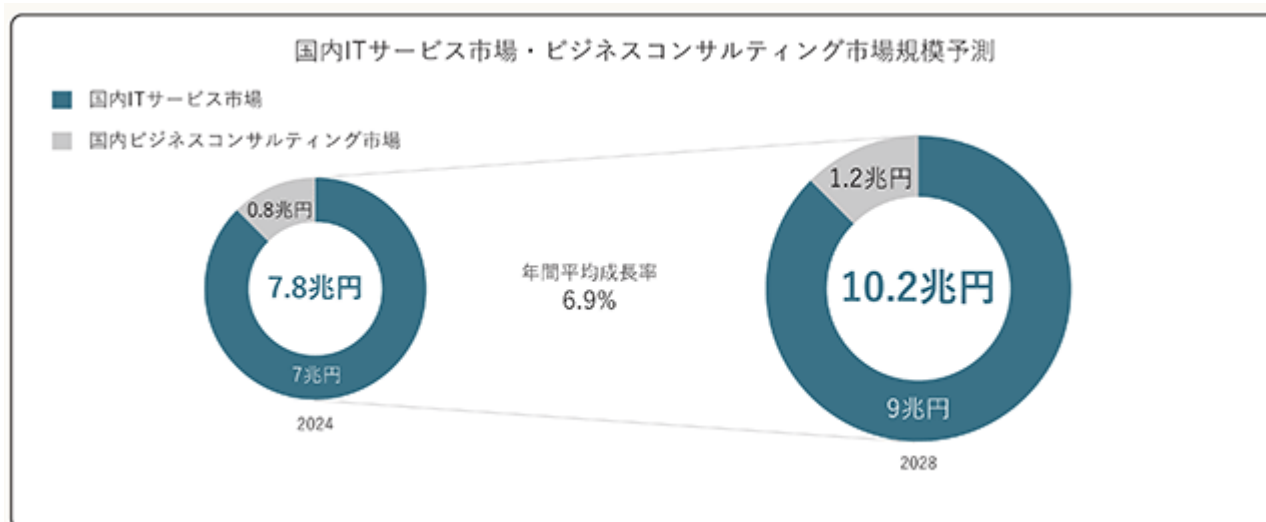
また、国内ビジネスコンサルティング市場は、企業の全社的なデジタルビジネス化に向けた中期戦略への組み込みが進む中で、財務/経理、顧客接点等、あらゆる業務領域で変革支援の需要が拡大しており、2023年以降2028年に向けて年平均成長率10.1%と、成長が継続していくと予測されております。(注2)

当社は、当該デジタル・ITサービス支出の拡大を受けて、当社が提供するコンサルティングに対する需要も高まっていくと予想しております。その一方で、人材不足が市場成長を抑制する要因として懸念されております。当社といたしましては、当社の理念を体現できる人材の確保と育成に注力し、市場のニーズに応えるべく事業拡大に邁進してまいります。

(注1) IDC Japan株式会社プレスリリース『国内ITサービス市場予測を発表～AI活用の実践とユースケース拡大が市場成長を促進～』(2025年3月13日)

(注2) IDC Japan株式会社プレスリリース『国内ビジネスコンサルティング市場予測を発表～2024年も2桁成長を維持の見込み～』(2024年12月16日)

(注3) 老朽化したシステムや古いプロセス等のIT資産を、ビジネス的な視点から、近代化もしくは最適化する考え方。移行後のシステムをより効率的で柔軟なインフラに改善し、企業の競争力向上に寄与することを目指す。



出所：IDC Japan株式会社プレスリリース『国内ビジネスコンサルティング市場予測を発表～2024年も2桁成長を維持の見込み～』(2024年12月16日)、『国内ITサービス市場予測を発表～AI活用の実践とユースケース拡大が市場成長を促進～』(2025年3月13日)より当社にて2028年までを集計対象として作成

(注) ITサービス市場：基幹系システムの刷新やクラウド移行、企業のビジネス強化に向けたシステム開発などの案件に関する需要

ビジネスコンサルティング市場：戦略、財務/経理、業務改善などの案件に関する需要

採用マーケット

コンサルティングニーズの増大に伴い、業界内での人材争奪戦が激化しており、特にコンサルティング業界の経験者採用に係る費用、人件費は高騰している傾向にあると考えております。しかし、前述のとおり、当社では、コンサルタントとしてのスキル・経験よりも、「愛嬌・素直さ・しつこさ」を兼ね備えた、当社の理念に共感する人材の採用を重視しており、幅広い人材マーケットにアプローチすることができております。業界内の人材争奪は激化していきますが、当社は独自の戦略によって、引き続き着実に採用実績を積んでまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社は、売上高の成長を目指す上で、コンサルタントの人数、稼働率(注1)、平均単価(注2)の3つの指標を重要視しております。2025年6月20日付で策定した「中長期経営目標」においても、前述の3つの指標を経営目標の達成状況を客観的に判断するための主要指標として掲げております。

コンサルタントの人数については、前記「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略」にて記載のとおり、当社の「ファンづくりサイクル」という仕組みを使って足元2025年1月期においては940名まで増員を実現できております。今後においても同等程度の人員拡大を目指し、積極的な採用活動を進めてまいります。

また、当社の稼働率は、創業以来90%以上と高水準を維持しております。今後も高水準を維持できるよう、当社の行動指針である「8 RULES」に基づく徹底した営業活動・コンサルティングサービスを継続していくとともに、これらサービス提供の結果として、平均単価の向上を目指しております。

なお、平均単価は2023年1月期から2025年1月期にかけて、前事業年度対比で毎年向上をしております。

(注1) 稼働率 = 稼働中の当社所属コンサルタント数 ÷ 稼働可能な当社所属コンサルタント数(休職者を除く)

(注2) 平均単価(月額) = 稼働中のコンサルタントの平均サービス価格

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社にマッチする人材の確保及び育成の強化

当社の持続的な成長に向けては、当社のカルチャーにマッチした人材の採用が重要であると認識しております。当社では、サービス提供にあたって、何よりも理念の理解と共感を重視しており、「愛嬌・素直さ・しつこさ」のある人材の採用が必要不可欠であります。そのためには、母集団の形成から、選考、クロージングまで、採用担当者の対人洞察力や内定に向けた魅力付けが重要であり、今後も、エージェントとの緊密な連携や広報活動におけるブランディング強化を図っていく等、前述の「ファンづくりサイクル」施策を推進していくことで当社にマッチする人材の確保を目指してまいります。

また、当社が事業を持続的に拡大するためには、高度化・複雑化する企業の多様な課題に対応できるコンサルタントの育成が不可欠であると認識しております。そのため、プロジェクト現場でのコミュニケーションの強化や、ナレッジの共有・OJTを徹底することで、個人が組織とともに成長できる環境を整備しております。また、マネジメント人材の育成を見据え、職位別研修やベーススキル研修を設けており、コンサルタントとして必要なスキルを体系的に学べるコンテンツを通じて、未経験者でも着実にスキルアップできる環境を整えております。さらに、従業員同士が競い合う提案会や、コンサルタントが立候補制で社内プロジェクトに参加し、自身のスキルやナレッジを活用できる社内クラウドソーシング制度(「クエスト制度(注)」)等、お客様先以外でもコンサルタントとしてのスキル向上につながる機会を提供しております。今後も、従業員のスキル向上に対するモチベーション維持に資する制度や環境整備にも積極的に取り組んでまいります。

(注) コーポレート制度の設計・整備、新卒社員向け研修やその他研修の資料作成等の社内業務に対し、社内担当者を公募する業務支援制度

安定した稼働率の維持

当社においては、高い収益性を維持しつつ、持続的に売上を拡大させていくために、安定した稼働率を維持することが重要であると認識しております。前記「第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 事業の特徴 サービス提供と案件開拓の分業体制」に記載のとおり、当社はコンサルタントとは別に営業要員と案件開拓を支援する専任のチームを設置しており、お客様ごとにきめ細やかなアカウント管理を行っております。また、コンサルタントと分業を図ることで、プロジェクトと要員の提案を円滑に行うことができっております。さらに、事業の拡大に伴い、コンサルティング事業部を複数のユニットに分け、新規提案やプロジェクトサポート、大規模アカウント開発を行う要員を配置する等、業務の分担とフォロー体制を強化し、情報共有と迅速な対応を行える体制を整備いたしました。今後も、営業要員の増強やお客様との関係を深めることで、新規開拓・案件拡大を実現し、コンサルタントが活躍できる場を増やしていくための取り組みを積極的に行ってまいります。

営業利益率の更なる向上

当社は成長戦略を着実に実行していくことで売上高の成長を実現するとともに、営業利益率の向上を図ることが重要であると認識しております。当社では、コンサルティング単価の向上や安定した稼働率の維持により売上高の成長及び売上総利益率の向上を図るとともに、売上高の成長に応じたオフィス賃料や人件費等の固定費割合の低下の結果として営業利益率の向上を図っていく方針です。なお、2023年1月期から2026年1月期中間会計期間における売上総利益率及び販管費率は以下のとおりであり、当該方針のもと営業利益率の上昇を実現しております。

	2023年1月期	2024年1月期	2025年1月期	2026年1月期 中間会計期間
売上総利益率	42.5%	45.3%	46.4%	48.3%
販管費率	35.6%	33.3%	29.5%	28.9%
営業利益率	7.0%	12.0%	16.9%	19.4%

(注) 2025年1月期に単体決算会社に移行しており、本書提出日現在の事業内容に係る業績との比較を可能にするため、2024年1月期以前も単体ベースの財務数値を使用して以下の計算式にて算出

- ・ 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高
- ・ 販管費率 = 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高
- ・ 営業利益率 = 営業利益 ÷ 売上高

内部管理体制の強化

当社は現在、成長段階にあり、業務運営の効率化及びリスク管理の観点から、内部管理体制の強化を重要な課題として認識しております。当社の事業拡大に対応できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化に継続的に取り組んでまいりました。今後も、事業規模の拡大に応じて人的体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査の実施等を通じて、より一層の内部管理体制の強化に努めてまいります。

財務戦略の多様化

当社は現状において安定的に利益を計上しており、事業継続に支障をきたすような財務上の課題は認識しておりません。資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針であります。金融機関からの借入や、資本市場でのエクイティファイナンスの実施等も選択肢として検討していく方針であります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

当社は、持続的な企業価値向上を目指すにあたり、サステナビリティ課題への対応を経営上の重要事項と認識しております。「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のガバナンス体制の下、持続可能な社会の実現と当社の継続的な企業価値向上の両立に努めてまいります。今後は、ステークホルダーとの対話を通じて社会からの期待や要請を的確に把握し、環境保全、社会貢献、ガバナンス強化等の分野において、より積極的かつ具体的な取り組みを展開してまいります。これらの取り組みにより、サステナビリティ経営をさらに推進し、社会と企業の持続的な成長を実現してまいります。

(2) 戦略

当社は、「『人』にフォーカスを当てた唯一のコンサルティング会社」として、「人」を大切にする価値観を創業より経営理念の中核に掲げております。この理念に基づき、企業価値向上の源泉となる「人」への投資を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、持続可能な人的資本経営の実現に向けて積極的に取り組んでおります。

当社では、人間力を高めるための行動指針として「8 RULES」を掲げております。この「8 RULES」の浸透により、従業員が熱意と一貫性をもって行動することで、お客様や組織に対する自身の貢献を実感することができ、エンゲージメントの強化につながっております。経営理念の浸透を基盤として、従業員が共に働き、学び、絆を深める環境を整備し、お客様に対する価値提供や信頼性を高めることにより、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

なお、当社は人的資本経営の方針及び取組みを纏めた「NORTHSAND Human Capital Report 2024」(当社ホームページ<https://x.gd/cFwDn>)を発行しております。

人材の獲得

当社は、持続的な企業価値向上を実現するため、人間力を重視した採用を徹底しております。これにより、特定の業界・職種にとらわれず、それらの垣根を越えた多種多様な人材の確保を実現できております。当社の従業員(2025年1月期末時点在籍の中途入社者の従業員)の出身企業の内訳は、IT関連企業を含む事業会社(注1)が89%、コンサルティング会社が11%となっております。当社はコンサルティング会社でありながら、多様なバックグラウンドを持つ人材を擁しており、これにより幅広い知見と経験を活用したサービス提供が可能となっております。この多様な人材構成は、お客様に対する革新的なソリューションの創出や、業界の垣根を越えた実践的なアプローチの実現に寄与しております。

会社説明会やウェブサイトでは、従業員の成長ストーリーや日常の様子を紹介し、人間力が育まれる職場環境を発信しております。また、採用面接においては、企業理念や行動指針である「8 RULES」に共感できる人材を見出すことを意識しております。面接を通して候補者の価値観や仕事に対する姿勢を丁寧に確認し、当社とのカルチャーマッチを評価しております。これにより、入社後のミスマッチを防ぎ、長期的に活躍できる人材の採用を実現しております。なお、2025年1月期の採用活動における実績は、応募者数17,857名、選考倍率33倍(注2)、入社者数は541名となっております。内訳として新卒採用は、応募者数1,412名、選考倍率13倍、入社者数107名、中途採用は、応募者数16,445名、選考倍率38倍、入社者数434名となりました。

過年度における採用人数推移は以下のとおりです。

(単位：名)

	2023年1月期	2024年1月期	2025年1月期
新卒採用人数	19	82	107
中途採用人数	147	358	434

中途入社は、コンサルティング業界出身者以外からの応募割合(注3)は92.4%となっており、今後も、「スキル」だけでなく「人」にフォーカスすることを大切にしている企業として、当社のカルチャーや価値観に共鳴する人材の獲得に向けた取り組みを継続し、様々な視点やアイデアを取り入れることで、より多様性に富んだ仲間の獲得に注力してまいります。

(注1) 製造業、金融業、サービス業、情報通信業等

(注2) 選考倍率 = 応募者数 ÷ 採用者数

なお、新卒採用の集計対象は2024年4月入社者、中途採用の集計対象は2025年1月期応募者となっております。

(注3) 2025年1月期におけるコンサルティング業界出身者以外の応募人数 ÷ 同期間の応募人数

なお、応募人数は、中途応募者のうち、転職エージェントサイトに前職の登録があったものと対象として集計しております。

(当社の採用活動における主な取り組み)

・リファラル採用

当社は、従業員の推薦によるリファラル採用を推進しております。カルチャーマッチが高く信頼性のある応募者が集まりやすいことに加え、コンサルティング会社だけではなく、IT関連企業や事業会社等、多様なバックグラウンドを持った人材が入社しております。また、従業員が推薦した人材が仲間になることで、エンゲージメントやロイヤリティが向上し、組織全体の士気が高まることにも寄与しております。

・内定者交流イベントの実施

当社は、入社前に内定者交流イベントを開催しております。内定者同士の仲間意識を醸成し、入社への不安を軽減することで内定辞退を防ぐ効果が期待できます。また、当社のカルチャーを直接伝える機会となり、内定者の理解を深めることもできます。従業員との交流を通じて、入社後の業務内容や職場の雰囲気を事前に把握できるため、早期定着の促進が可能となります。

・公式YouTubeチャンネルでの情報発信

当社は、行動指針を含む重要な価値観や職場の雰囲気を的確に伝える動画を配信しております。経営層から新卒入社者まで幅広い役職員が出演しており、応募者の視点を考慮した動画も多数取り揃えております。当社のカルチャーの理解を深め、採用後のミスマッチを抑止することに寄与しております。

人材の育成

当社は、コンサルティングにおける「スキル」ではなく、「人」に焦点を当てた採用活動を実施しており、未経験からスタートするコンサルタントも多く在籍しております。そのため、コンサルタントとして必要なスキルを体系的に学べるコンテンツを用意し、未経験者でも着実にスキルアップできる研修制度を整えております。これにより、コンサルティング業界以外での多様なバックグラウンドを持つ人材が積極的に活躍できる環境を実現しております。

また、研修制度以外にも社内提案会等、お客様先以外でコンサルタントスキルを活用できるアウトプットの機会も豊富に提供し、従業員のさらなる成長を支援しております。

(当社の人材育成における主な取り組み)

・各種研修制度

コンサルタントとしての基本的なスキルから、職位別の研修まで多種多様なコンテンツを用意しております。

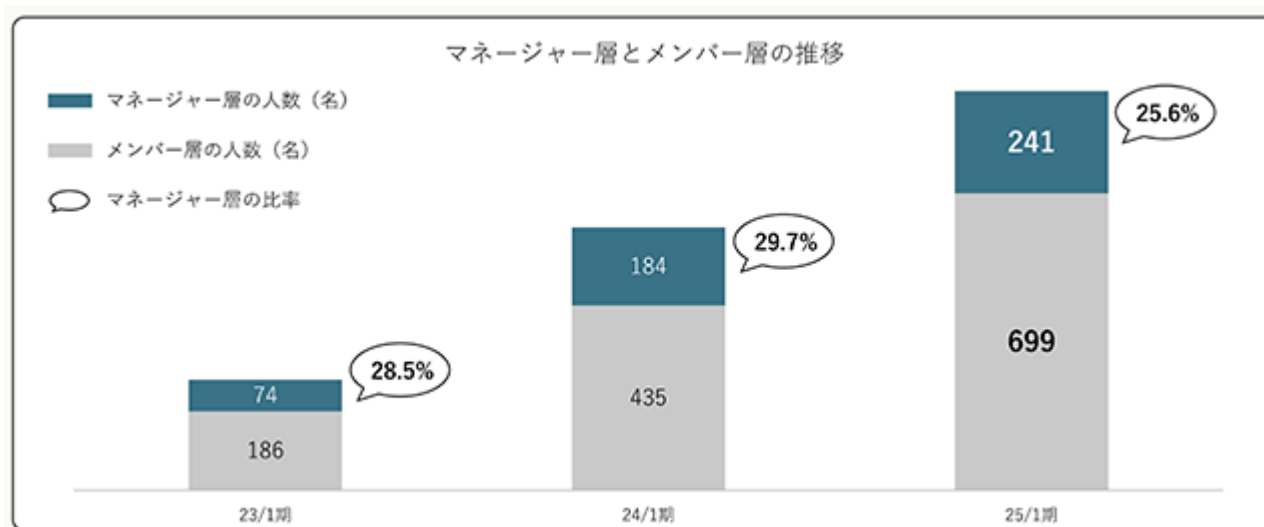
・社内提案会

提案力の向上を目的とした従業員同士が競い合う社内イベントを実施しております。テーマに沿った提案書を作成・発表することで、コンサルタントとしての情報分析力や資料作成力の向上を図っております。

・社内クラウドソーシング制度

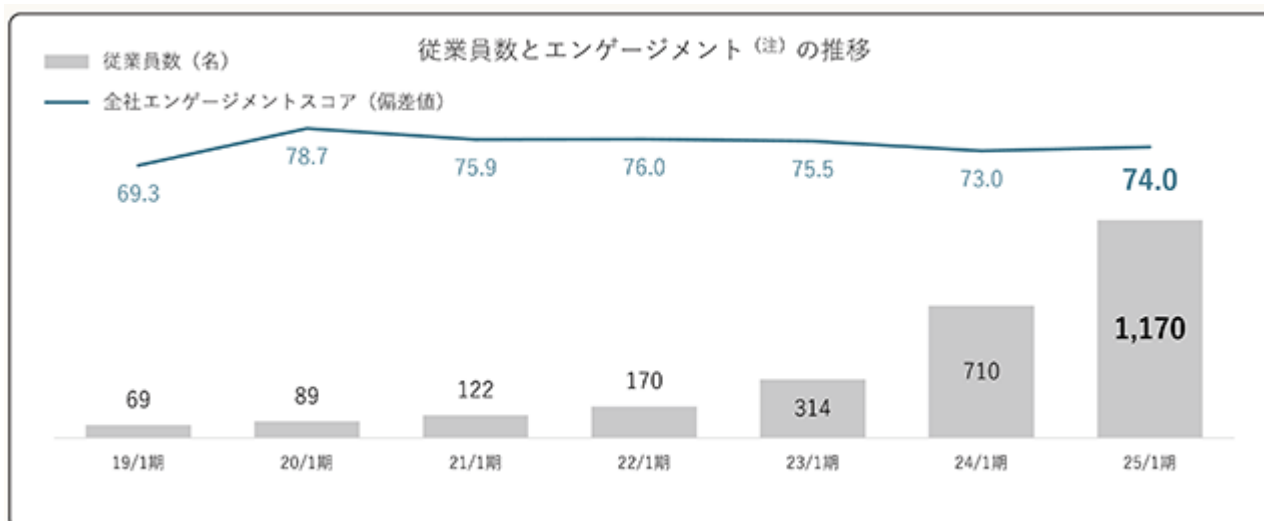
「クエスト制度」と呼ばれる社内のクラウドソーシング制度を設けております。お客様先だけではなく、社内プロジェクトに立候補制で参加し、コンサルタント自身のスキルやナレッジを活用する機会を提供しております。

当社は、メンバー層の人数の増加に伴い、次期マネージャー層の計画的な育成を進めており、組織全体の拡大に伴う管理体制の強化を図り、マネージャー層とメンバー層のバランスの取れた人員構成を実現しております。今後も、適切な人員配置と育成施策を継続し、持続的な成長に対応できる組織基盤の構築を図ってまいります。



人材の定着率向上

当社は、従業員一人ひとりが会社の最も重要な財産であり、持続的な成長と革新の源泉であることを深く認識しております。そのため、全ての従業員が長期的に安心して働くことができる環境整備に注力しております。特に、当社ではコンサルタントの悩みに寄り添う支援体制を構築することで、従業員のエンゲージメント向上を実現しております。

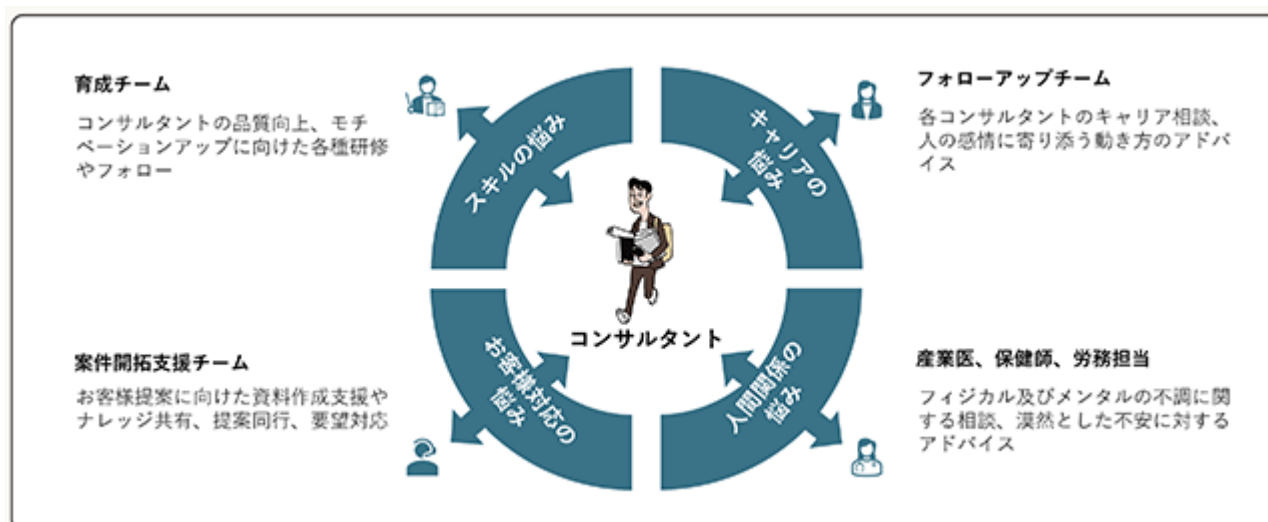


(注) 株式会社リンクアンドモチベーションが提供する「モチベーションクラウド」によって算出されるエンゲージメントスコア（従業員のエンゲージメントを偏差値で数値化し、DD～AAAまでの11段階にランク付けされ、エンゲージメントスコアが偏差値67以上でAAA評価となります）。

当社では、2018年より四半期毎に調査を実施し、各期の数値は年間の平均としております。

この支援体制は主に4つのチームで構成されております。まず、育成チームは、コンサルタントのスキルの悩みに寄り添い、品質向上とモチベーションアップを目指した各種研修やフォローを提供しております。このチームの活動により、コンサルタントは継続的にスキルを向上させ、お客様のニーズに応じた質の高いサービスを提供することを目指しております。次に、フォローアップチームは、コンサルタントのキャリアの悩みの解決をサポートする役割を担っております。各コンサルタントのキャリア相談に応じるだけでなく、人の感情に寄り添う動き方のアドバイスも行っております。これにより、コンサルタントは自身のキャリアパスを明確に描きながら、お客様との良好な関係構築にも注力できる環境が整っております。さらに、案件開拓支援チームは、顧客対応の悩みに寄り添う重要な役割を果たしております。お客様への提案に向けた資料作成支援やナレッジ共有、提案への同行、さらにはお客様からのご要望の対応まで、幅広くサポートを行っております。この体制により、コンサルタントはお客様の満足度向上に集中し、より効果的な提案や問題解決を実現することが可能となっております。

ます。加えて、産業医、保健師、労務担当からなるチームが、従業員の心身の健康をサポートし、働きやすい環境づくりに貢献しております。



この包括的な支援体制に加え、多種多様な社内イベントの実施によるコミュニケーションの促進を図り、健康経営にも力を入れることで、従業員が心身ともに健康で働ける環境づくりを進めております。

(当社の定着率向上に向けた主な取り組み)

- ・全社員集会の実施

毎月1回、全従業員が参加する集会を開催し、指針に基づく顕著な成果を上げた従業員の表彰や、経営層による行動指針に関連した発信を行っております。また、集会終了後には懇親会を実施し、役職員の交流を深める機会を提供しております。

- ・多様な社内イベントの開催

ボランティア活動や従業員間の交流会等、多様な社内イベントが日常的に従業員自らの発案で開催されております。これらの活動を通じて、従業員間の結束がより強化され、エンゲージメントの向上につながっております。

- ・健康経営の推進

当社は、雇用形態に関わらず、全ての従業員の心身の健康を最優先事項として位置づけ、定期健康診断の実施やストレスチェックの導入、健康に関わる研修や外部講師によるセミナーの開催等、様々な取り組みを積極的に推進しております。当社は、多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境の実現が、企業の持続的な成長と社会貢献につながると確信しております。この信念のもと、従業員の健康と幸福を最優先に考え、柔軟な働き方を支援する制度の整備や、ワークライフバランスの推進に努めており、2025年3月には経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人2025(大規模部門)」に認定されました。今後も、全ての従業員が健康で生き活きと働ける、より良い職場環境の構築に継続的に取り組んでまいります。これらの取り組みを通じて、従業員の満足度向上と企業価値の創造を同時に実現し、社会に貢献する企業として成長し続けることを目指してまいります。

(3) ガバナンス及びリスク管理

当社は、経営上発生し得る多様なリスクに対処するため、「リスク管理規程」に基づき、コーポレート本部管掌役員を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。この委員会は四半期に1度開催され、リスクの特定と評価を行った後、リスクへの対応策(回避・低減・移転・受容)を検討し、モニタリングを実施しております。加えて、企業倫理と法令遵守の徹底等を目的として、「コンプライアンス規程」に基づき代表取締役社長を委員長、コーポレート本部管掌役員を副委員長としてコンプライアンス委員会を設置しております。これらの委員会開催を通じて、当社はリスクを適切に管理し、法令遵守を徹底することで、持続可能な成長を実現することを目指しております。

リスク管理とコンプライアンスの強化は、企業の信頼性を高め、ステークホルダーとの良好な関係を築くための基盤と認識しております。今後も、これらの取り組みを継続的に推進し、社会的企業としての責任を果たしてまいります。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社は、(2)戦略に記述のとおり、人的資本経営に関する多様な取り組みを積極的に推進しております。2024年11月には、人的資本に関する情報開示の国際的なガイドラインであるISO30414の認証を取得いたしました。現時点での数値指標は以下のとおりです。なお、具体的な数値目標の設定には至っておりませんが、実効性のある人的資本の活用及び成果のモニタリングを目的として、今後はガイドラインに準じた適切な目標設定と情報開示の実現を検討してまいります。

指標		数値
多様性	男女比率	男性：73.0% 女性：27.0%(注3)
組織風土	エンゲージメントレーティング(注1)	AAA(注3)
採用・異動・離職	離職率	6.6%(注2)
労働力	総従業員数	1,602名(注3)

(注1) 株式会社リンクアンドモチベーションの「モチベーションクラウド」によって算出されるエンゲージメントスコアに基づき、DD～AAAまでの全11段階にランク付けされます。AAAは最上位の評価であります。

(注2) 2025年1月期のデータであります。

(注3) 2025年9月末時点のデータであります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、有用であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載をしております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に務める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、当社ではリスクの特定及び評価、並びに当該リスクへの対応策を行うためにリスク管理委員会を設置しておりますが、当該委員会の詳細については「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の採用・確保・育成について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、持続的な成長に向けて、当社のカルチャーにマッチした人材の獲得と顧客のニーズに応えるコンサルタントの育成に注力しております。しかしながら、コンサルティング業界における激しい人材競争の中で、計画どおりに人材を確保し育成することが困難な場合や、他社に人材が流出するリスクがあります。これにより、競争力の低下や事業拡大の制約、さらには顧客へのサービス品質の低下が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対する対応策として、採用活動における交流イベントや広報活動におけるブランディング強化を通じて、引き続き人材エージェントの方々や採用候補者に当社のファンになっていただける取り組みを継続していきます。また、従業員がさらに理念に共感し、行動指針を体現できるよう情報発信・交流の機会を継続するとともに、従業員同士がお互いを高め合い、助け合い、絆を深めることができる環境の創出を通じてエンゲージメントを強化し、従業員のモチベーションと定着率を向上させてまいります。

(2) 特定顧客への依存に関するリスクについて(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

2025年1月期において、売上高上位20社に対する売上高が占める割合は62.7%となっており、主要顧客との良好な関係維持と新規取引開拓をバランスよく進めることで、顧客ポートフォリオの多様化を図ることができております。しかしながら、これら上位の特定顧客の経営方針の変更や業績の悪化等が生じた場合、当社の財務状況や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 中期経営目標及び長期目標に関するリスク(発生可能性：中、発生時期：数年以内、影響度：中)

当社は2026年1月期から2028年1月期までの中期経営目標及び長期目標を策定しております。当社は、売上高の成長と営業利益率の向上を目指す上で、コンサルタントの人数/稼働率/平均単価の3つの指標を重要視しております。経営目標達成に向けて、当社では、これまで行ってきた「ファンづくりサイクル」という仕組みを引き続き活用し、採用活動/組織運営/営業活動・コンサルティングサービスそれぞれにおいて、当社のファンを増やし、ビジネスのストック性を向上させ、競争優位性をさらに高めてまいります。

しかしながら、社会経済環境、競争環境、技術革新、その他経営環境等により、中期経営目標及び長期目標を達成できない可能性があります。

(4) 競合リスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社が手掛けるコンサルティングサービス事業は、多くのコンサルティング企業が事業展開しているため、競争の激化により当社の取引や収益性に影響を及ぼすリスクが存在します。このリスクに対処するため、当社では引き続き人間力の高いコンサルタントによる「痒いところに手が届く」コンサルティングを提供することで、競合他社との差別化を図り、顧客に寄り添ってあらゆるニーズに応えることで競争優位性を追求しておりますが、こうした競合他社とのサービス競争に適切に対応できない場合には、当社の財務状況や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 外注に関するリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、顧客のニーズにお応えするため、外部の知見も組み合わせてサービスを提供しており、コンサルティング業務の一部を外部委託しております。

委託先の選定や当社従業員による管理により安定した品質の維持に努めておりますが、委託先において予想外の事態が発生した場合には、品質保持のためのコスト増、納期遅れに伴う顧客への損害賠償等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティリスクについて(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、コンサルティングサービスの提供において顧客の機密情報や個人情報を取り扱うため、システム上のセキュリティ対策、アクセス権限管理の徹底等、厳格な情報管理を図ると同時に、役職員に対して定期的に教育を実施しております。また、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」の認証を取得し、当該公的認証に準拠した規程・マニュアルの整備・運用等を行うことで情報管理体制の強化に努めておりますが、万が一これらの機密情報が外部に漏洩した場合、社会的信用の低下や損害賠償の発生等、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) コンピューターウィルス感染のリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の事業で利用が欠かせないパソコンや携帯端末は、常にコンピューターウィルス感染のリスクにさらされております。外部からの攻撃によるセキュリティリスクが増大している中、当社では全端末にセキュリティ対策を施しておりますが、万が一ウィルス感染が発生した場合、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制に関するリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識の下、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、及び健全な倫理観に基づく法令順守の徹底が必要と考えており、内部管理体制の充実に継続的に努めております。しかしながら、急速な拡大により管理体制の整備が追いつかず、業務の非効率化や不備が生じた場合は、内部管理体制に影響を及ぼす可能性があります。

(9) コンプライアンスリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、事業活動を行うにあたり「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「下請代金支払遅延等防止法」、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化法等)」等による規制を受けております。当社では、これら法令遵守の徹底を図るため、行動規範の策定及び定期的な社内教育を実施しており、コンプライアンス意識の向上に努めておりますが、万が一役職員が法令に違反する行為を行った場合、当社の社会的信用を損ない、売上の減少や罰則の適用等、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 風評リスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、品質の高いサービスを提供することを最優先とし、法令遵守、情報管理及びコンプライアンスの強化に努めております。しかし、企業に対する根拠のない情報や悪意のある評価がインターネットやSNSを通じて瞬時に拡散されるリスクが増大しており、このような風評被害が発生した場合、当社の社会的信用や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対する対応策として、当社ではSNSの利用に関するガイドラインを制定・周知し、従業員に対して節度ある利用を促すことで、トラブルの未然防止及び信用維持を図り、内部からのリスクを低減しております。また、インターネット監視システムにより誹謗中傷等の書き込みを監視しており、万が一根拠のない誹謗中傷が確認された場合には、毅然とした態度で適切な措置を検討し、企業の信用を守るため迅速に対応できる体制を整えております。

(11) 訴訟等のリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、事業展開していく上で顧客との間で訴訟やその他トラブルに直面する可能性に対し、顧客との契約締結時にトラブル発生時の責任分担を明確にし、過大な損害賠償請求を避けるためのリスク管理を行っております。現時点において損害賠償請求や訴訟提起の事実はありませんが、万が一予期しないトラブルが発生した場合は、これらに起因して損害賠償の請求や訴訟を提起されるリスクがあります。当社に対して訴訟が提起された場合には、その訴訟の内容及び結果によっては訴訟対応費用や企業ブランドイメージ等の悪化等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 景気変動リスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社がコンサルティングサービスを提供する顧客の業界は多岐にわたり、国内外に広く事業を展開しております。当社では顧客との関係を深化、新規顧客の開拓等によりリスク低減に努めておりますが、国内外の景気動向や為替相場の変動、税制や法令の改正等の外部環境要因により顧客の経営状態や業績が悪化し、事業投資やIT投資を抑制した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害や感染症に関するリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社では、自然災害発生や感染症の流行等のリスクに備え、業務継続計画(BCP)の策定や管理体制の強化を図っており、従業員の安全確保や事業の早期復旧を目指し、定期的な対策を講じております。しかし、大規模な地震、台風や火災、感染症のパンデミック等の予期しない事態が発生した場合、それに伴う社会インフラの混乱や取引先の被災等が当社の業務に支障をきたし、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(14) 配当政策について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討していく方針です。しかしながら現時点においては、当面は内部留保の充実を図り、さらなる成長に向けた事業の拡充や組織体制の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。将来的には、配当の実施を検討したいと考えておりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(15) 当社の代表取締役について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の代表取締役である前田知紘は、創業者及び大株主であると同時に、創業以来当社の事業推進において重要な役割を担っております。当社は、取締役会や経営執行会議等の事業運営のための会議体において、役員及び幹部社員への情報共有や権限委譲を進める等、経営組織の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいりました。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(16) 大株主について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の代表取締役である前田知紘は、自身の資産管理会社である株式会社グーニーズの所有株式数を含め当社株式を62%保有しており、本書提出日時点では当社の大株主であります。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針としております。当社といたしましても、同氏は当社の創業者かつ代表取締役であるため、安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について(発生可能性：高、発生時期：数年以内、影響度：小)

当社は、当社の役職員を対象に、長期的な企業価値向上に対するインセンティブを目的として、将来、新株予約権を付与できる制度を導入しております。これらの新株予約権が権利行使されることにより、当社の普通株式の発行済株式数が増加するため、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。当社においては、新株予約権の行使による株式価値の希薄化を解消できるよう、今後の業績向上に努めてまいります。

なお、本書提出日現在における新株予約権に係る潜在株式数は3,000,000株であり、発行済株式総数60,000,000株の5%に相当しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

第10期事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度における我が国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、米国の通商政策の転換や、物価や為替の変動等のリスク要因により、依然として不透明な経済状況が続いております。このような環境下で、競争力強化や成長戦略の実現を図る企業の活動を支援するコンサルティング業界への需要は堅調に推移すると見込まれます。

このような経済状況の下、当社では新規コンサルタントの人材獲得が順調に進み、前年比でコンサルタント数が51.5%増加いたしました。また、稼働率は引き続き90%以上を維持し、平均単価も前年と比べて増加いたしました。これらの要因により、当事業年度の経営成績は、売上高は16,417百万円(前期比79.5%増)、営業利益は2,774百万円(前期比153.7%増)、経常利益は2,798百万円(前期比152.6%増)、当期純利益は1,974百万円(前期比140.8%増)となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、5,642百万円となり、前事業年度に比べ、2,481百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金1,681百万円の増加、売掛金701百万円の増加によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、1,361百万円となり、前事業年度に比べ、406百万円増加いたしました。これは主に、建物276百万円の増加、リース資産86百万円の増加、敷金及び保証金198百万円の増加、破産更生債権等226百万円の減少によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、3,051百万円となり、前事業年度に比べ、586百万円増加いたしました。これは主に、買掛金182百万円の増加、未払法人税等319百万円の増加、未払消費税等273百万円の増加、関係会社整理損失引当金244百万円の減少によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、918百万円となり、前事業年度に比べ、326百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金117百万円の増加、資産除去債務215百万円の増加によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、3,033百万円となり、前事業年度に比べ、1,974百万円増加いたしました。これは、利益剰余金1,974百万円の増加によるものであります。

第11期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間における我が国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、米国政権による貿易政策、為替の変動等のリスク要因により、依然として不透明な経済状況が続いております。このような環境下で、競争力強化や成長戦略の実現を図る企業の活動を支援するコンサルティング業界への需要は堅調に推移すると見込まれます。

このような経済状況の下、当社では、新規コンサルタントの人材獲得が順調に進んだことに加え、引き続き高稼働率を維持することができた結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高は11,514百万円、営業利益は2,233百万円、経常利益は2,236百万円、中間純利益は1,560百万円となりました。

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、7,384百万円となり、前事業年度に比べ、1,742百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金1,110百万円の増加、売掛金515百万円の増加によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、1,323百万円となり、前事業年度に比べ、38百万円減少いたしました。これは主に、有形固定資産46百万円の減少、投資その他の資産8百万円の増加によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、3,330百万円となり、前事業年度に比べ、278百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金137百万円の増加、未払金及び未払費用75百万円の増加によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、782百万円となり、前事業年度に比べ、135百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金121百万円の減少によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、4,594百万円となり、前事業年度に比べ、1,560百万円増加いたしました。これは、利益剰余金1,560百万円の増加によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べて1,681百万円増加し、3,271百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動による資金の増加は1,934百万円となりました。主な資金の増加要因は未払消費税等の増加273百万円であります。また、主な資金の減少要因は売上債権の増加701百万円及び法人税等の支払額499百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動による資金の減少は379百万円となりました。主な資金の減少要因は敷金及び保証金の差入による支出206百万円及び有形固定資産の取得による支出197百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動による資金の増加は127百万円となりました。主な資金の増加要因は短期借入れによる収入690百万円及び長期借入れによる収入435百万円であります。また、主な減少要因は短期借入金の返済による支出656百万円及び長期借入金の返済による支出243百万円であります。

第11期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、4,381百万円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は1,156百万円となりました。主な資金の増加要因は税引前中間純利益2,236百万円の計上及び仕入債務の増加68百万円であります。また、主な資金の減少要因は売上債権の増加515百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は15百万円となりました。主な資金の減少要因は有形固定資産の取得による支出17百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は29百万円となりました。主な資金の増加要因は短期借入れによる収入600百万円であります。また、主な資金の減少要因は短期借入金の返済による支出463百万円及び長期借入金の返済による支出114百万円であります。

生産、受注及び販売の状況

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

a．生産実績

生産活動を行っていないので、生産実績に関する記載はしていません。

b．受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

第10期事業年度及び第11期中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(セグメントごとの販売実績)

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		第11期中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
	金額(百万円)	前事業年度比(%)	金額(百万円)
コンサルティング事業	16,417	179.5	11,514
合計	16,417	179.5	11,514

(注) 1．当社の事業区分は「コンサルティング事業」の単一セグメントであります。

2．主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、前事業年度における当該相手先への販売実績の総販売実績に対する割合は10%未満であるため、前事業年度においては記載を省略しております。

相手先	第9期事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)		第10期事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		第11期中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社日立製作所	—	—	1,667	10.2	1,255	10.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態、経営成績の状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の主な資金需要は、運転資金及び設備投資資金であります。運転資金は主に、従業員の人件費及び事業規模拡大のための採用活動費用等であります。設備投資資金は主に、コンサルタントの本社及び地方拠点の開設等であります。これらの資金需要は、原則として「営業活動によるキャッシュ・フロー」により獲得した資金で賄う方針であります。必要に応じて株式市場からの資金の獲得や銀行からの借入を活用することを考えております。キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

なお、当社の当事業年度末における現金及び預金の残高は3,276百万円、流動比率は184.9%であり、事業運営上十分な流動性が確保されているものと認識しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、当社では、当該仮定の下、主に有形固定資産の評価、繰延税金資産の見積り等の会計上の見積りについて継続的に検討を行っておりますが、現時点において翌事業年度以降の経営成績及び財政状態に及ぼす重要な影響は認識しておりません。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社グループでは、経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、コンサルタントの人数、稼働率、平均単価の3つの指標を重視しております。過年度におけるこれら指標の推移については「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第10期事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度に実施した主な設備投資は、本社事務所増床工事、関西支社移転に伴う内装・設備工事等198百万円であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却又は売却はありません。

また、当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間の設備投資については、福岡営業所の内装・設備工事等を中心とする、15百万円の投資を実施いたしました。

なお、当中間会計期間における重要な設備の除却又は売却はありません。

また、当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	リース資産	合計	
本社 (東京都中央区)	本社事務所	435	83	32	550	993
関西支社 (大阪府大阪市北区)	関西事務所	69	58	26	153	173
福岡営業所 (福岡県福岡市中央区)	福岡事務所	2	2	—	5	4

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社、関西支社及び福岡営業所は賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ375百万円、27百万円、1百万円となります。

なお、当中間会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年9月30日現在)

当社の設備投資については、業界動向、財務状況、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社 (東京都中央区)	事務所設備	200	—	増資資金	2027年 1月期	2027年 1月期	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

(注) 2025年8月21日開催の取締役会決議により、2025年9月8日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は236,000,000株増加し、240,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	60,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	60,000,000	—	—

(注) 1. 2025年7月18日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2025年7月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2025年8月21日開催の取締役会決議により、2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は59,000,000株増加し、60,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

当社は、2023年1月30日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入することを決議いたしました。

時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管し、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度です。

当該制度の内容は、次のとおりです。

(第1回新株予約権)

決議年月日	2023年1月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注) 3
新株予約権の数(個)	50,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000[3,000,000](注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,400[90](注) 2、4
新株予約権の行使期間	2025年5月1日～2033年2月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,400[90] 資本組入額 2,700[45](注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、2025年1月期から2028年1月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された営業利益が、6,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。 なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社にて定めるものとする。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には当社代表取締役による決定(取締役会設置会社の場合は取締役会決議))がなされた場合、当社代表取締役(取締役会設置会社の場合は取締役会)が別途定める日以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、再編対象会社の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。 新株予約権 1 個未満の行使は認めない。 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、または業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社代表取締役(取締役会設置会社の場合は取締役会)が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社代表取締役(取締役会設置会社の場合は取締役会)による承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には当社代表取締役による決定(取締役会設置会社の場合は取締役会決議))がなされた場合は、当社は、当社代表取締役(取締役会設置会社の場合は取締役会)が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。 (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合(疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。)は、当社は、当社代表取締役(取締役会設置会社の場合は取締役会)が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。
組織再編行為の際の新株予約権の取扱い	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社またはその親会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

最近事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は60株であります。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じです。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ÷ 分割(または併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

- ３．当社は、現在及び将来の当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び顧問・業務委託先の社外協力者(以下、「役職員等」という。)向けのインセンティブプランとして、2023年１月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年１月30日付でコタエル信託株式会社を受託者として、時価発行新株予約権信託を設定しており、当社は本信託に対して、会社法に基づき2023年２月１日に新株予約権を発行しています。

本信託は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した新株予約権 50,000個(１個当たり１株相当)を分配するものであり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価をもとに将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものです。当該新株予約権の分配を受けた者は、当該新株予約権の発行要項に従って、当該新株予約権を行使することが可能となっています。本信託の概要は以下のとおりです。

名称	新株予約権信託(時価発行新株予約権信託)
委託者	前田知紘
受託者	コタエル信託株式会社
信託契約日(信託期間開始)	2023年１月30日
信託財産	第１回新株予約権 50,000個
交付日	受益者指定権が行使された日(以下、「受益者指定日」という。)。なお、当社が定めた新株予約権交付ガイドライン(以下、「交付ガイドライン」という。)において受益者指定日とは、本信託においては2023年６月末以降毎年３月末、６月末、９月末及び12月末と定めています。ただし、ロックアップ期間中は当社役職員等を受益者として指定しないこととしています。
信託の目的	受託者は、受益者指定日まで信託財産である新株予約権(及び金銭)を管理し、受益者指定日に受益者が確定し次第、これを受益者に交付します。
受益者適格要件	当社等の役職員等のうち、交付ガイドラインに定める要件を充足し、受益者指定日に当社から受益者としての指定を受けた者を受益者とします。 なお、受益者への配分は当社が交付ガイドラインにて定める付与基準等に基づき、当社の社外取締役等により構成される評価委員会において決定されます。

- ４．2025年８月21日開催の取締役会決議により、2025年９月８日付で普通株式１株につき60株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年9月8日	59,000,000	60,000,000	—	30	—	—

(注) 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (名)	—	—	—	4	—	—	5	9	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	378,000	—	—	222,000	600,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	63.0	—	—	37.0	100.0	—

(注) 1. 2025年7月18日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2025年7月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は59,000,000株増加し、60,000,000株となっております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,000,000	600,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	60,000,000	—	—
総株主の議決権	—	600,000	—

(注) 1. 2025年7月18日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2025年7月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業拡大と安定的な財務体質の強化のため、現時点では配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元の重要性について認識しております。今後、収益力の強化や事業基盤の整備のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な配当を実施する方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を原則として、その他年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

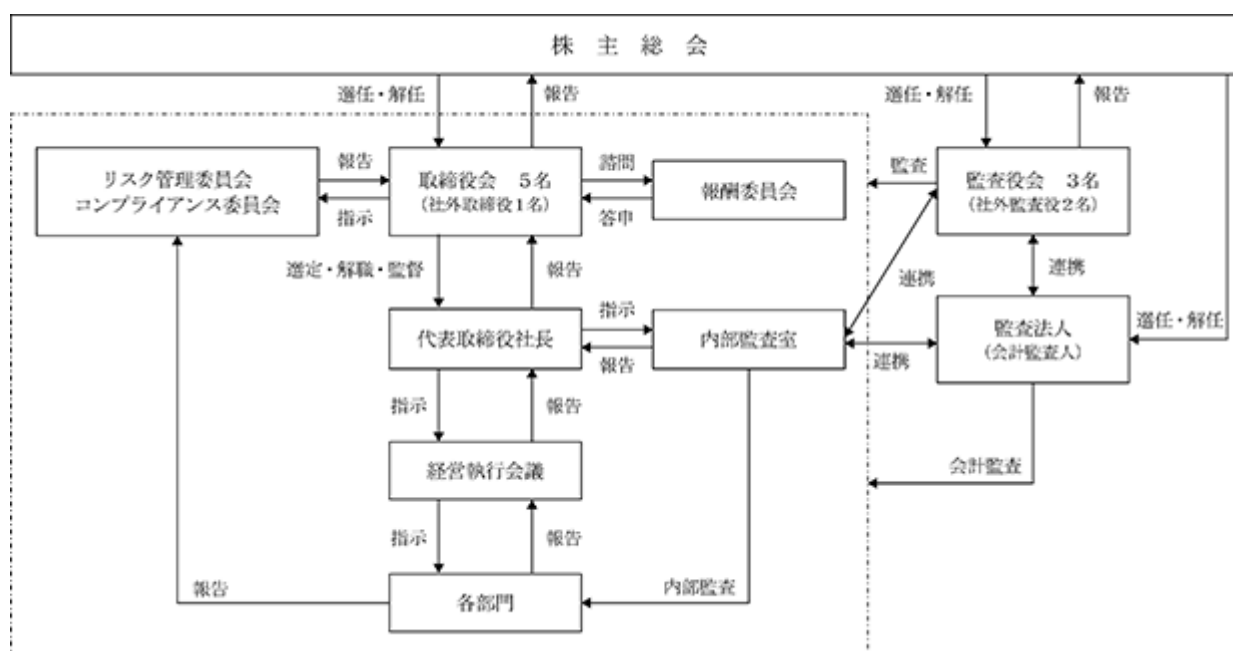
具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a．企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査室を設置しております。また、取締役会を補完する機関として経営執行会議、報酬委員会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概念図は以下のとおりです。



(a) 取締役会

取締役会は、5名の取締役(うち社外取締役1名)で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催しております。重要な事項は全て取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成されており、常勤監査役を議長と定めております。監査役会は、原則として毎月1回定期に開催しており、必要に応じて臨時機動的に開催することとしております。

監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるように努めております。

(c) 経営執行会議

会社の業務執行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、常勤取締役及び常務執行役員以上の執行役員により構成する経営会議を原則として週1回開催しております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘、専務取締役佐々木 耕平、河野 智晃、小久江 省隆、常勤監査役佐藤 美年、常務執行役員加藤 博己、波多 大樹、新山 純、沈 天聖環の9名であります。ここでは情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また、取締役会から委嘱を受けた事項について決定しております。なお、経営執行会議には、常勤監査役が毎回出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

(d) 会計監査人

当社は、ESネクスト有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会及び内部監査担当者と連携し、会計監査の実効性を高めるように努めております。

(e) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長、コーポレート本部管掌役員を副委員長として、常勤取締役及び常務執行役員以上の執行役員により構成されております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘(委員長)、専務取締役小久江 省隆(副委員長)、佐々木 耕平、河野 智晃、常務執行役員加藤 博己、波多 大樹、新山 純、沈 天聖環の8名であります。コンプライアンス委員会は取締役会の直属機関としてコンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの取り組みに関する協議の他、コンプライアンスの推進を行っております。

(f) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、コーポレート本部管掌役員を委員長として、常勤取締役及び常務執行役員以上の執行役員により構成されております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘、専務取締役小久江 省隆(委員長)、佐々木 耕平、河野 智晃、常務執行役員加藤 博己、波多 大樹、新山 純、沈 天聖環の8名であります。リスク管理委員会は取締役会の直属機関としてリスク管理規程に基づきリスク管理に関する方針、体制及び運営に関する協議、リスク管理事項の審議を行っております。

(g) 内部監査

当社の内部監査は、原則として全部門に対して実施することとしております。当社の内部監査室は内部監査室長1名及び4名の内部監査担当者で構成され、代表取締役社長が承認した内部監査計画に基づき、会計監査及び業務監査を実施しており、代表取締役社長から特に命じられた場合には臨時に監査を行う方針であります。

内部監査結果は代表取締役社長に報告され、被監査部門への改善指示、改善状況に対するフォローアップの実施により、その実効性を担保しております。

(h) 報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の報酬委員会を設置しております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘(委員長)、専務取締役小久江 省隆、社外取締役楠本 美砂の3名であります。報酬委員会は、取締役の報酬等の決定に係る基本方針及び報酬制度等について協議を行い、取締役会に答申しております。その答申を踏まえ、取締役会から授権された代表取締役社長が最終的な報酬額等を決定しております。

なお、当社の機関ごとの構成員は次のとおりであります。(は議長・委員長、○は構成員を表す。)

役職	氏名	取締役会	監査役会	報酬委員会
代表取締役社長	前田 知紘			
専務取締役	佐々木 耕平	○		
専務取締役	河野 智晃	○		
専務取締役	小久江 省隆	○		○
社外取締役	楠本 美砂	○		○
常勤監査役	佐藤 美年	○		
非常勤監査役	渡邊 迅	○	○	
非常勤監査役	田中 俊太	○	○	

b. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を選択しております。監査役会設置会社を選択した理由としては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断したためです。また、当社では、取締役会の多様性と適正規模については、会社や社会の状況を鑑みて対応することが必要であると考えております。当社のような規模の会社では、取締役会の規模が大きくなる指名委員会等設置会社を選択すると、業務運営が非効率になると考えられます。当社では、現在、5名の取締役(うち社外取締役は1名)により適正なバランスで取締役会を構成しており、いずれも業務に精通し深い知見と、財務・会計、リスク管理及びコンプライアンス等に関する知識、経験、専門性を有しておりますので、取締役会はバランス良く構成されているものと考えております。

企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要に応じて見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(a) 経営管理に関する体制

イ．業務執行に関する体制

(イ) 取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項及び経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受ける等して、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行の監査をしております。

(ロ) 業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、取締役及び役付執行役員で構成する経営執行会議を設置しております。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会への付議事項その他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受けております。監査役は、経営執行会議に出席の上、意見を述べるすることができます。

ロ．取締役等の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役等の職務執行に関する情報を文書または電磁的記録媒体に記録し、その記録媒体の性質等に応じて適切な保存、管理を行っております。

ハ．内部監査に関する体制

取締役等の職務執行の適正及び効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告するとともに、必要に応じて各部門に改善を勧告しております。

(b) リスク管理に関する体制

(イ) 経営に重要な影響を与えるリスクを統一的に管理するため、リスク管理委員会を設置しております。また、リスク管理委員会の審議結果については、必要に応じて、取締役会に付議しております。

(ロ) 非常災害その他当社の財産、事業活動に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達及び対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え、定期的に訓練等を実施しております。

(ハ) 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織及び社内規程等を整備し、適切に運用しております。

(c) コンプライアンスに関する体制

(イ) 法令遵守を旨として経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス委員会の審議結果については、取締役会に報告しております。

(ロ) 法令・ルール・社会規範の遵守に関する基本的事項を定めるため、企業行動憲章を制定・周知しております。

(ハ) コンプライアンス違反事象の未然防止及び早期発見・改善のため、通常の業務レポートラインとは別に、内部通報窓口を社内及び社外に設置しております。また、内部通報規程に基づき、通報者の保護を図っております。

(ニ) 反社会的勢力との関係を遮断するため、対応部署を定め、社内規程の整備及び相談窓口の設置を行うとともに、外部機関と連携して対応しております。

(d) 監査に関する体制

イ．監査役の職務の補助者に関する体制及び補助者の取締役からの独立性に関する体制

- (イ) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する職員を置いております。
- (ロ) 監査役補助者は、その業務執行に際し、取締役の指揮命令を受けないこととしております。
- (ハ) 監査役補助者の異動及び評価にあたっては、監査役の意向を尊重しております。

ロ．監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保する体制

- (イ) 取締役等は、取締役会及び経営執行会議の付議事項について、監査役からの求めに応じ報告しております。
- (ロ) 取締役等は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告しております。
- (ハ) 取締役等は、重要な決裁文書については決裁後速やかに、また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供しております。
- (ニ) 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う機会を設けております。
- (ホ) 内部監査室は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告しております。

ハ．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利益を受けないことを確保するための体制

取締役等は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行わないことを定めております。

二．監査費用等に関する事項

監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、速やかに当該費用等を支払うこととしております。

b．リスク管理体制の整備状況

当社は、経営上発生し得る多様なリスクに対処するため、「リスク管理規程」に基づき、コーポレート本部管掌役員を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。この委員会は四半期に1度開催され、リスクの特定と評価を行った後、リスクへの対応策(回避・低減・移転・受容)を検討し、モニタリングを実施しております。

c．責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく最低責任限度額は、法令が定める額としております。

d．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うこととしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

e．取締役の員数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

f．取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

g．株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項**(a) 中間配当**

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(b) 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(c) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

h．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長であり、主要株主である前田知紘の所有株式の議決権比率は過半数となることから、支配株主に該当いたします。

当社は、原則として支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行わない方針としておりますが、取引を検討する場合は、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取締役会にて取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性について十分に検討し、意思決定を行います。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を合計21回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	前田 知紘	21	21
専務取締役	佐々木 耕平	21	21
専務取締役	河野 智晃	21	21
専務取締役	小久江 省隆	21	21
社外取締役	楠本 美砂	21	21
常勤監査役	佐藤 美年	21	21
非常勤監査役	渡邊 迅	21	21
非常勤監査役	田中 俊太	21	21

取締役会における具体的な検討内容としては、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項のほか、法令及び定款に定められた事項を検討・決議するとともに、月次業績のモニタリング、リスク管理・コンプライアンスに関する施策、内部統制システムの整備と運用状況について、議論、審議しております。

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	前田 知紘	1	1
専務取締役	小久江 省隆	1	1
社外取締役	楠本 美砂	1	1

報酬委員会における主要な審議事項としては、報酬制度・評価基準、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針、株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案等となります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	前田 知紘	1978年 5月31日	2002年 4月 2006年 6月 2012年 3月 2015年 8月 2016年 7月 2021年 7月	株式会社ベルシステム24 入社 サイベース株式会社(現SAPジャ パン株式会社) 入社 株式会社ベイカレント・コンサル ティング(現 株式会社ベイ カレント) 入社 当社 入社 当社 代表取締役社長 就任 (現任) 株式会社グーニーズ 設立 同社 代表取締役 就任(現任)	(注) 3	37,200,000 (注) 5
専務取締役 CHRO	佐々木 耕平	1983年 4月16日	2009年 4月 2013年11月 2015年12月 2019年 3月 2023年 1月 2024年 7月	ソフトバンクモバイル株式会 社 (現 ソフトバンク株式会 社)入社 株式会社ベイカレント・コンサル ティング(現 株式会社ベイ カレント) 入社 当社 入社 当社 取締役兼執行役員人事担 当 就任 当社 専務取締役 就任(現任) 株式会社ファン 設立 同社 代表取締役 就任(現任)	(注) 3	6,600,000 (注) 5
専務取締役 CSO	河野 智晃	1985年10月14日	2009年 4月 2015年10月 2019年 3月 2023年 1月	株式会社ベイカレント・コンサル ティング(現 株式会社ベイ カレント) 入社 当社 入社 当社 取締役兼執行役員営業担 当 就任 当社 専務取締役 就任(現任)	(注) 3	3,000,000
専務取締役 CFO	小久江 省隆	1978年 4月13日	2001年 4月 2016年 7月 2017年 3月 2019年 6月 2022年 4月 2022年 9月 2023年 2月 2024年 2月	中部電力株式会社 入社 株式会社JERA 出向 デロイト トーマツ ファイナン シャルアドバイザー 合同会 社 入社 同社 品質管理統括マネージン グディレクター 就任 当社 入社 当社 執行役員 就任 当社 常務取締役 就任 当社 専務取締役 就任(現任)	(注) 3	—
社外取締役	楠本 美砂	1972年 2月16日	1994年 4月 1998年 4月 2014年 6月 2022年 2月 2024年 2月 2025年 3月	P&Gファー・イースト・インク (現P&Gジャパン合同会社) 入 社 同社 ブランドマネージャー 株式会社グロービス パート ナーファカルティ 就任(現任) セルファクター株式会社 取締 役CMO 就任(現任) 当社 社外取締役 就任(現任) 小林製薬株式会社 社外取締 役 就任(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	佐藤 美年	1960年2月18日	1982年4月 三菱商事株式会社 入社 1992年10月 Mitsubishi Italia S.p.A 出 向 2008年6月 Mitsubishi International GmbH 出向 CFO 2011年6月 株式会社メタルワン 出向 営業管理部長 2014年6月 三菱商事マシナリ株式会社 常務執行役員 2023年1月 当社 常勤監査役 就任(現任)	(注) 4	—
社外監査役	渡邊 迅	1979年4月27日	2006年10月 弁護士 登録(東京弁護士会) 名川・岡村法律事務所 入所 2015年1月 同所 パートナー 就任 2017年7月 学校法人電子学園 監事(現任) 2021年1月 名川・岡村法律事務所 副所長 (現任) 2023年1月 当社 社外監査役 就任(現任)	(注) 4	—
社外監査役	田中 俊太	1977年8月4日	2001年4月 東レ株式会社 入社 2007年12月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2011年10月 公認会計士 登録 2016年9月 株式会社地域経済活性化支援機 構 入社 2018年1月 シュノリーモ株式会社 代表取 締役 就任(現任) 2018年1月 税理士 登録 2018年10月 フレアファット合同会社 代表 社員 2020年12月 GOOPASS 株式 会社 社 外 監 査 役 就任(現任) 2021年7月 みがクック株式会社 代表取締 役 就任(現任) 2022年4月 株式会社サムシングファン 社 外監査役(現任) 2022年5月 グリシーナ・アカンパニー株式 会社 代表取締役 就任(現任) 2024年1月 当社 社外監査役 就任(現任) 2025年3月 ディニティコス合同会社 代表社員 就任(現任) 2025年6月 日商デリカ株式会社 取締役 就任(現任)	(注) 4	—
計					46,800,000

- (注) 1. 取締役 楠本 美砂は、社外取締役であります。
2. 監査役 渡邊 迅及び田中 俊太は、社外監査役であります。
3. 代表取締役社長 前田 知紘、専務取締役 佐々木 耕平、河野 智晃及び小久江 省隆並びに社外取締
役 楠本 美砂の任期は2025年7月18日開催の臨時株主総会の時から2027年1月期にかかる定時株主総会の
終結の時までであります。
4. 常勤監査役 佐藤 美年、社外監査役 渡邊 迅及び田中 俊太の任期は2025年7月18日開催の臨時株主総
会の時から2029年1月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 前田 知紘及び専務取締役 佐々木 耕平の所有株式数には、それぞれ同氏の資産管理会
社(株式会社グーニーズ及び株式会社ファン)が保有する株式数も含んでおります。
6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制
度を導入しております。執行役員は以下の常務執行役員4名を含む計17名で構成されております。

役職名	氏名
常務執行役員 コンサルティング事業部	加藤 博己
常務執行役員 コンサルティング事業部	波多 大樹
常務執行役員 人事部長	新山 純
常務執行役員 人事部	沈 天聖環

社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性の向上を目的として社外取締役を1名、社外監査役を2名それぞれ選任しております。社外取締役である楠本美砂は、経営戦略・ブランディング・PR等の企業経営に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、独立した立場からの監督を期待して選任しております。次に社外監査役である渡邊迅は、弁護士であり弁護士法人の副所長を務めており、法律の専門家としての視点に基づく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待して選任しております。最後に社外監査役である田中俊太は、公認会計士及び税理士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、会計・税務の専門家としての視点に基づく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待して選任しております。

この3名は当社の主要な取引先の出身者等ではなく、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにも当たらないこと、それぞれの専門領域での幅広い見識を有していること、かつ一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したことから、当社の独立役員として指定しております。

なお、社外取締役である楠本美砂、社外監査役である渡邊迅及び田中俊太との間には、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会への出席を通じて会社の経営計画、コンプライアンスやリスク管理全般等に関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに取締役の職務執行を厳正に監督及び監査しております。また、社外監査役は監査役会のメンバーとして、内部監査計画及び監査結果の重要事項について監査役会において共有される等綿密な連携を保っております。

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人より金融商品取引法に準じた会計監査を受けております。当該監査法人は社外監査役を含む監査役会へ期初における監査計画の説明や四半期ごとに監査の状況及び結果を報告するとともに意見交換等を行い、相互の連携を高めております。また、内部統制チーム、監査役及び会計監査人は随時意見交換や情報共有を行う他、三者間でミーティングを行う等情報交換及び意思疎通を図っており、監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)の3名で構成されております。常勤監査役の佐藤美年は、事業会社で長年にわたり、経理及び管理部門等の要職を歴任しており、財務及び会計部門における豊富な経験による知見からの監査機能を期待できます。佐藤美年は、上記のとおり長年にわたる経理等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。渡邊迅は、弁護士であり弁護士法人の副所長を務めており、法律の専門家としての視点に基づく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できます。最後に田中俊太は、公認会計士及び税理士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、会計・税務の専門家としての視点に基づく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できます。田中俊太は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画に基づき監査を実施し、原則月1回の定時監査役会にて報告を行うほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催することとしております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる等、経営の適法性の確保に努めております。なお、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携し、監査に必要な情報の適切な共有を図っております。さらに、定期的に三様監査の報告会を開催し、各監査の状況や結果等について情報交換を行うことで、監査の実効性及び相互の連携強化に努めております。

当事業年度において当社は監査役会を月１回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	佐藤 美年	12	12
非常勤監査役	渡邉 迅	12	12
非常勤監査役	田中 俊太	12	12

監査役会における主な検討事項として、当事業年度においては、監査方針及び監査計画の策定、監査報告の作成、内部統制システムの整備・運用状況、内部監査室の活動状況並びに監査結果の確認等を実施いたしました。また、会計監査人による監査方法及びその結果の妥当性、会計監査人の選任に関する事項、並びに会計監査人の報酬等に関する同意を行いました。

さらに、常勤監査役は、重要書類の閲覧や当社取締役会等の主要な会議への出席、各部門との面談を通じて会社の状況を把握し、経営の健全性を監査することにより、監査機能の一層の充実を図っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査室長１名及び４名の内部監査担当者で内部監査を実施しております。この内部監査は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から慎重に検討・評価され、その結果は内部監査報告書として取りまとめられ、代表取締役社長及び取締役会並びに監査役会に報告されます。また、改善を要する事項が認識された場合には、適切な助言・提案が行われ、被監査部門の改善状況についてはフォローアップ監査を通じて確認する仕組みが整っております。

さらに、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と緊密に連携し、監査に必要な情報を適切に共有するとともに、定期的に三様監査の報告会を開催し、各監査の状況や結果について意見交換を行っております。これにより、三者間の連携強化と三様監査の実効性確保に努めております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b．継続監査期間

２年

c．業務を執行した公認会計士

公認会計士 根岸 大樹

公認会計士 鯛 剛和

継続監査期間については、両名とも７年以内であるため、記載を省略しております。

d．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 ６名

その他 ２８名

e．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に従い、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できることを確認し、監査実績等を踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に照らし、監査法人に対する評価を行っております。

当該評価の結果、監査役及び監査役会は、ESネクスト有限責任監査法人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価し、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近事業年度の前連結会計年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	15	—	18	—
計	15	—	18	—

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a．を除く)

該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針等を定めておりませんが、監査法人と監査日数、監査内容及び当社の規模等を協議した結果を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・人員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前事業年度の実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a．当社の取締役(非業務執行取締役を除く。)の報酬等の決定方針

当社の取締役(非業務執行取締役を除きます。以下、本項において同じとします。)の報酬等は、株主総会が決定した報酬等の限度内において、任意の諮問機関である報酬委員会の諮問を踏まえて、取締役会から授權された代表取締役社長が決定しております。

当社の取締役報酬制度は、国内外でビジネスを牽引するリーディングカンパニーとなるために、以下を基本方針としております。

(a) 基本方針

- ・ 当社のVision、Missionを体現する優秀な人材の確保に資するものであること
- ・ 「世の中にまだない新しい価値を提供する」という当社の価値観をさらに強固にするとともに、中長期的な業績の達成と企業価値の向上のために圧倒的な努力を促すものであること
- ・ 取締役が情熱とスピード感をもって、果敢にチャレンジすることを後押しするものであること
- ・ 株主・投資家との絆を深め、当社のファンとなっていただけよう、会社の業績と連動する、公正性・透明性が高い取締役報酬制度を確立すること

(b) 報酬水準の考え方

- ・ コンサルティング業界において確固たるポジションを築くとともに、国内外においてホスピタリティ溢れるサービスを提供し続ける人材を確保・保持するため、グローバルに競争力のある報酬の水準を目指す
- ・ 具体的には、当社の競合となるコンサルティング業界のリーディングカンパニー及びグローバルに事業展開するクリエイティブなサービスを提供する企業の水準を参考に決定する

(c) 報酬の構成

固定報酬を基本とし、以下のとおり2つの要素を考慮して、報酬委員会の答申も踏まえた上で決定する。

- ・ 取締役の地位、職責等に応じた報酬
- ・ 業績を勘案した報酬。具体的には、直近事業年度の営業利益に一定の比率を乗じて算出された額を基本とし、期初予算の達成度に応じて算定する

b．役員の報酬等の決定内容

取締役の報酬等総額の限度額は、2025年1月29日開催の臨時株主総会にて年額1,000百万円以内と決定されております。各取締役の報酬額については、上記基本方針に基づき決定しております。

監査役の報酬等総額の限度額は、2024年1月29日開催の臨時株主総会にて年額25百万円以内と決定されております。

本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役5名、監査役3名であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	282	282	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	11	11	—	—	—	1
社外役員	12	12	—	—	—	3

役員ごとの報酬等の総額等

氏名	報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等
前田 知紘	100	代表 取締役	提出会社	100	—	—	—

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表並びに中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2023年2月1日から2024年1月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2023年2月1日から2024年1月31日まで)及び当事業年度(2024年2月1日から2025年1月31日まで)の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当事業年度において、当社は、2024年5月31日付で、連結子会社であったローレンロス・ジャパン株式会社を清算したことにより、連結対象会社がなくなったことから、当事業年度の連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び会計専門情報誌の定期購読等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2024年 1 月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,619
売掛金	1,236
前払費用	304
その他	33
貸倒引当金	6
流動資産合計	3,187
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	231
工具、器具及び備品（純額）	64
その他（純額）	4
有形固定資産合計	1 300
投資その他の資産	
敷金及び保証金	249
繰延税金資産	101
その他	7
投資その他の資産合計	359
固定資産合計	659
資産合計	3,846

(単位：百万円)

前連結会計年度
(2024年 1 月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	238
短期借入金	29
1 年内償還予定の社債	91
1 年内返済予定の長期借入金	159
未払金及び未払費用	764
未払法人税等	318
未払消費税等	376
契約負債	206
預り金	37
関係会社整理損失引当金	44
流動負債合計	2,266
固定負債	
社債	106
長期借入金	485
固定負債合計	591
負債合計	2,858
純資産の部	
株主資本	
資本金	30
資本剰余金	46
利益剰余金	911
株主資本合計	988
新株予約権	0
純資産合計	988
負債純資産合計	3,846

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)	
売上高	1 9,188
売上原価	5,025
売上総利益	4,163
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	593
採用教育費	1,041
貸倒引当金繰入額	2
減価償却費	33
その他	1,438
販売費及び一般管理費合計	3,108
営業利益	1,054
営業外収益	
受取利息	0
受取家賃	13
助成金収入	4
その他	2
営業外収益合計	20
営業外費用	
支払利息	4
社債利息	1
その他	1
営業外費用合計	7
経常利益	1,067

(単位：百万円)

前連結会計年度
(自 2023年 2 月 1 日
至 2024年 1 月31日)

特別損失	
関係会社整理損失引当金繰入額	2 44
固定資産除却損	0
特別損失合計	45
税金等調整前当期純利益	1,021
法人税、住民税及び事業税	370
法人税等調整額	68
法人税等合計	302
当期純利益	719
親会社株主に帰属する当期純利益	719

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

前連結会計年度
(自 2023年 2 月 1 日
至 2024年 1 月31日)

当期純利益	719
包括利益	719
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	719

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	30	46	191	268	—	268
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			719	719		719
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					0	0
当期変動額合計	—	—	719	719	0	719
当期末残高	30	46	911	988	0	988

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

前連結会計年度
(自 2023年 2 月 1 日
至 2024年 1 月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,021
減価償却費及びその他の償却費	56
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2
関係会社整理損失引当金の増減額（ は減少）	44
受取利息	0
支払利息	4
助成金収入	4
売上債権の増減額（ は増加）	689
前払費用の増減額（ は増加）	172
仕入債務の増減額（ は減少）	71
未払金及び未払費用の増減額（ は減少）	359
未払消費税等の増減額（ は減少）	227
契約負債の増減額（ は減少）	166
預り金の増減額（ は減少）	23
その他	6
小計	1,106
利息の受取額	0
利息の支払額	5
助成金の受取額	4
法人税等の支払額	113
営業活動によるキャッシュ・フロー	990
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	5
定期預金の払戻による収入	5
有形固定資産の取得による支出	195
敷金及び保証金の差入による支出	133
その他	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	323

(単位：百万円)

前連結会計年度
(自 2023年 2 月 1 日
至 2024年 1 月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	321
短期借入金の返済による支出	309
長期借入れによる収入	365
長期借入金の返済による支出	182
社債の償還による支出	96
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	96
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	764
現金及び現金同等物の期首残高	850
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,614

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

ローレンロス・ジャパン株式会社

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

ローレンロス・ジャパン株式会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 : 6年～15年

工具、器具及び備品 : 3年～15年

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1 : 契約の識別

ステップ2 : 履行義務の識別

ステップ3 : 取引価格の算定

ステップ4 : 履行義務への取引価格の配分

ステップ5 : 履行義務の充足による収益の認識

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は総合コンサルティング会社として、主にITコンサルティング、ビジネスコンサルティング事業を展開しております。当該事業においては、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3カ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して

おります。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、当連結会計年度に係る連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年1月31日)
減価償却累計額	56百万円

2 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年1月31日)
当座貸越極度額	80百万円
借入実行残高	―百万円
差引額	80百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 関係会社整理損失引当金繰入額

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

当連結会計年度において計上した関係会社整理損失引当金繰入額は、子会社のローレンロス・ジャパン株式会社の清算に伴う損失であり、その内訳は主に将来の損失負担見込額であります。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
合計			—	—	—	—	0

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)
現金及び預金	1,619百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	5百万円
現金及び現金同等物	1,614百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	374百万円
1年超	312百万円
合計	686百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社はコンサルティング事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金(銀行借入、社債の発行)を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い銀行預金に限定して運用しております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金、契約負債は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は、主にコンサルティング事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレート本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、コーポレート本部が市場動向等を継続的に把握することで、変動リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2か月分相当以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金及び未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」及び「契約負債」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 敷金及び保証金	249	236	13
資産計	249	236	13
(1) 社債 (1年以内に償還予定の社債を含む)	198	198	—
(2) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	644	643	0
負債計	842	841	0

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,619	—	—	—
売掛金	1,236	—	—	—
敷金及び保証金	9	—	240	—
合計	2,865	—	240	—

(注2) 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	29	—	—	—	—	—
社債	91	86	20	—	—	—
長期借入金	159	133	142	105	63	41
合計	279	219	162	105	63	41

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	236	—	236
資産計	—	236	—	236
社債 (1年以内に償還予定の社債を含む)	—	198	—	198
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	643	—	643
負債計	—	841	—	841

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約等から返還までの期間を合理的に見積り、当該期間の将来キャッシュ・フローを国債等の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。当該社債については、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月30日
付与対象者の区分及び人数	受託者 1名(注)3
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 3,000,000株
付与日	2023年2月1日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年5月1日 至 2033年2月5日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月8日付で株式1株につき60株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

3. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社の役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月30日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	3,000,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	3,000,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年9月8日付で株式1株につき60株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月30日
権利行使価格(円)	90
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1

(注) 2025年9月8日付で株式1株につき60株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第1回新株予約権
株価変動性(注) 1	50.57%
満期までの期間(注) 2	10年間
配当利回り(注) 3	0%
無リスク利子率(注) 4	0.61%

(注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間を採用しております。

3. 直近の配当実績に基づき算定しております。

4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りを採用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金(注)	71百万円
未払事業税	33百万円
未払賞与	17百万円
関係会社整理損失引当金	15百万円
資産除去債務	12百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	172百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	71百万円
評価性引当額小計	71百万円
繰延税金資産合計	101百万円
繰延税金資産の純額	101百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 ()	—	—	—	—	—	71	71
評価性引当額	—	—	—	—	—	71	71
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
賃上げ促進税制による税額控除	6.3%
評価性引当額の増減	1.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
中小法人軽減税率による影響	0.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5%

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業は、コンサルティング事業を主とする単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)
コンサルティング等	8,879
その他サービス	309
顧客との契約から生じる収益	9,188
その他の収益	—
外部顧客への売上高	9,188

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 3 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年1月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	546
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,236
契約負債(期首残高)	39
契約負債(期末残高)	206

契約負債は、顧客から受領した前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は39百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

当社グループの事業は、コンサルティング事業を主とする単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)
1 株当たり純資産額	16.47円
1 株当たり当期純利益	11.99円

- (注) 1. 2025年 9 月 8 日付で普通株式 1 株につき60株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)
1 株当たり当期純利益	11円99銭
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	719
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	719
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第 1 回新株予約権(新株 予約権の数 50,000個) なお、新株予約権の概要 は、「第 4 提出会社の 状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】(2025年 1 月31日現在)

当事業年度においては連結財務諸表を作成していないため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 1 月31日)	当事業年度 (2025年 1 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,594	3,276
売掛金	1,236	1,937
前払費用	304	357
その他	33	79
貸倒引当金	6	8
流動資産合計	3,161	5,642
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	231	507
車両運搬具（純額）	4	2
工具、器具及び備品（純額）	64	143
リース資産（純額）	—	86
建設仮勘定	—	0
有形固定資産合計	1 300	1 740
投資その他の資産		
関係会社株式	0	—
敷金及び保証金	249	448
破産更生債権等	2 226	—
長期前払費用	1	0
繰延税金資産	170	163
その他	6	7
投資その他の資産合計	654	620
固定資産合計	954	1,361
資産合計	4,116	7,003

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 1 月31日)	当事業年度 (2025年 1 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	238	421
短期借入金	29	63
1 年内償還予定の社債	91	86
1 年内返済予定の長期借入金	159	233
リース債務	—	18
未払金及び未払費用	763	622
未払法人税等	318	637
未払消費税等	376	649
契約負債	206	284
預り金	37	35
関係会社整理損失引当金	244	—
流動負債合計	2,464	3,051
固定負債		
社債	106	20
長期借入金	485	602
リース債務	—	79
資産除去債務	—	215
固定負債合計	591	918
負債合計	3,056	3,969

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 1 月31日)	当事業年度 (2025年 1 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	30	30
資本剰余金		
その他資本剰余金	46	46
資本剰余金合計	46	46
利益剰余金		
利益準備金	7	7
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	975	2,949
利益剰余金合計	982	2,956
株主資本合計	1,059	3,033
新株予約権	0	0
純資産合計	1,059	3,033
負債純資産合計	4,116	7,003

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間会計期間
(2025年 7 月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,386
売掛金	2,452
その他	555
貸倒引当金	10
流動資産合計	7,384
固定資産	
有形固定資産	694
投資その他の資産	628
固定資産合計	1,323
資産合計	8,707

(単位：百万円)

当中間会計期間
(2025年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	489
短期借入金	200
1年内償還予定の社債	53
1年内返済予定の長期借入金	240
リース債務	19
未払金及び未払費用	697
未払法人税等	675
賞与引当金	15
その他	939
流動負債合計	3,330
固定負債	
社債	10
長期借入金	480
リース債務	74
資産除去債務	217
固定負債合計	782
負債合計	4,112
純資産の部	
株主資本	
資本金	30
資本剰余金	46
利益剰余金	4,517
株主資本合計	4,594
新株予約権	0
純資産合計	4,594
負債純資産合計	8,707

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)	当事業年度 (自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)
売上高	9,147	2 16,417
売上原価	5,005	8,793
売上総利益	4,141	7,623
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	571	1,088
採用教育費	1,041	1,165
貸倒引当金繰入額	2	1
減価償却費	33	63
その他	1,399	2,530
販売費及び一般管理費合計	3,047	4,849
営業利益	1,093	2,774
営業外収益		
受取利息	1	0
受取家賃	13	19
助成金収入	4	10
保険返戻金	—	8
その他	2	3
営業外収益合計	21	42
営業外費用		
支払利息	4	8
社債利息	1	0
為替差損	—	6
その他	1	1
営業外費用合計	7	17
経常利益	1,108	2,798
特別利益		
固定資産売却益	—	0
特別利益合計	—	0
特別損失		
関係会社整理損失引当金繰入額	1 54	—
固定資産除却損	0	—
特別損失合計	55	—
税引前当期純利益	1,052	2,799
法人税、住民税及び事業税	370	818
法人税等調整額	137	6
法人税等合計	233	825
当期純利益	819	1,974

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)		当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		3,684	73.6	6,552	74.5
経費		1,321	26.4	2,241	25.5
当期売上原価		5,005	100.0	8,793	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円) (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)	当事業年度(百万円) (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)
外注費	1,044	1,717

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 2025年 2 月 1 日
至 2025年 7 月31日)

売上高	11,514
売上原価	5,956
売上総利益	5,558
販売費及び一般管理費	3,325
営業利益	2,233
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	6
受取家賃	5
その他	1
営業外収益合計	14
営業外費用	
支払利息	6
社債利息	0
その他	4
営業外費用合計	11
経常利益	2,236
税引前中間純利益	2,236
法人税等	675
中間純利益	1,560

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 2 月 1 日 至 2024年 1 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	30	46	46	7	155	162	239
当期変動額							
当期純利益					819	819	819
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	819	819	819
当期末残高	30	46	46	7	975	982	1,059

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	239
当期変動額		
当期純利益		819
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	819
当期末残高	0	1,059

当事業年度(自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	30	46	46	7	975	982	1,059
当期変動額							
当期純利益					1,974	1,974	1,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,974	1,974	1,974
当期末残高	30	46	46	7	2,949	2,956	3,033

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	0	1,059
当期変動額		
当期純利益		1,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	1,974
当期末残高	0	3,033

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当事業年度
(自 2024年 2 月 1 日
至 2025年 1 月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	2,799
減価償却費及びその他の償却費	91
固定資産売却益	0
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1
関係会社整理損失引当金の増減額（ は減少）	244
受取利息	0
支払利息	8
助成金収入	10
保険返戻金	8
売上債権の増減額（ は増加）	701
前払費用の増減額（ は増加）	52
仕入債務の増減額（ は減少）	182
未払金及び未払費用の増減額（ は減少）	157
契約負債の増減額（ は減少）	77
預り金の増減額（ は減少）	2
未払消費税等の増減額（ は減少）	273
破産更生債権等の増減額（ は増加）	226
その他	59
小計	2,424
利息の受取額	0
利息の支払額	9
助成金の受取額	10
保険金の受取額	8
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	499
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	5
定期預金の払戻による収入	5
有形固定資産の取得による支出	197
有形固定資産の売却による収入	1
敷金及び保証金の差入による支出	206
その他	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	379

(単位：百万円)

当事業年度	
(自 2024年 2 月 1 日	
至 2025年 1 月31日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	690
短期借入金の返済による支出	656
長期借入れによる収入	435
長期借入金の返済による支出	243
社債の償還による支出	91
その他	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	127
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,681
現金及び現金同等物の期首残高	1,589
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,271

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 2025年 2 月 1 日
至 2025年 7 月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	2,236
減価償却費及びその他の償却費	73
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2
受取利息	1
支払利息	6
売上債権の増減額（ は増加）	515
仕入債務の増減額（ は減少）	68
未払金及び未払費用の増減額（ は減少）	83
賞与引当金の増減額（ は減少）	15
その他	169
小計	1,798
利息の受取額	1
利息の支払額	6
法人税等の支払額	637
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	5
定期預金の払戻による収入	5
有形固定資産の取得による支出	17
その他	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	15

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 2025年 2 月 1 日
至 2025年 7 月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	600
短期借入金の返済による支出	463
長期借入金の返済による支出	114
社債の償還による支出	43
その他	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	29
現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	1,110
現金及び現金同等物の期首残高	3,271
現金及び現金同等物の中間期末残高	4,381

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 : 6年～15年

車両運搬具 : 4年

工具、器具及び備品 : 3年～15年

2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は総合コンサルティング会社として、主にITコンサルティング、ビジネスコンサルティング事業を展開しております。当該事業においては、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3カ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当事業年度(自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 : 6年～15年

車両運搬具 : 4年

工具、器具及び備品 : 3年～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は総合コンサルティング会社として、主にITコンサルティング、ビジネスコンサルティング事業を展開しております。当該事業においては、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3カ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

(2) 連結子会社の清算

当社が2024年2月26日開催の取締役会において解散を決議いたしました、連結子会社であるローレンロス・ジャパン株式会社について、2024年5月31日付で清算が終了いたしました。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、本社事務所の拡張及び一部本社事務所の閉鎖計画に伴い、原状回復費用及び使用見込期間について見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更により原状回復費用の総額が敷金の金額を上回った一部の契約については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、各会計期間の負担額を費用計上する方法に代えて、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。この見積りの変更により、当事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「建物」は195百万円、「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」は20百万円、「固定負債」の「資産除去債務」は215百万円、それぞれ増加しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
減価償却累計額	56百万円	117百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
破産更生債権等	226百万円	—百万円

3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
当座貸越極度額	80百万円	80百万円
借入実行残高	—百万円	—百万円
差引額	80百万円	80百万円

(損益計算書関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 関係会社整理損失引当金繰入額

当事業年度において計上した関係会社整理損失引当金繰入額は、子会社のローレンロス・ジャパン株式会社の清算に伴う損失であり、その内訳は主に将来の損失負担見込額であります。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

2 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
合計			—	—	—	—	0

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)
現金及び預金	3,276百万円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	5百万円
現金及び現金同等物	3,271百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	当事業年度 (自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	94百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	104百万円

(2) 新たに計上した重要な資産除去債務の額

	当事業年度 (自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)
重要な資産除去債務の額	215百万円

(リース取引関係)

当事業年度(自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として、セキュリティ機器及びネットワーク機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	581百万円
1 年超	871百万円
合計	1,452百万円

(金融商品関係)

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社はコンサルティング事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金(銀行借入、社債の発行)を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い銀行預金に限定して運用しております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金、契約負債は、1年以内の支払期日であります。また、借入金、社債及びリース債務は、主にコンサルティング事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレート本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、コーポレート本部が市場動向等を継続的に把握することで変動リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性を売上高の2か月分相当以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金及び未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」及び「契約負債」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 敷金及び保証金	448	407	41
資産計	448	407	41
(1) 社債 (1年以内に償還予定の社債を含む)	106	106	—
(2) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	836	831	4
(3) リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む)	98	99	1
負債計	1,040	1,037	3

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,276	—	—	—
売掛金	1,937	—	—	—
敷金及び保証金	7	—	441	—
合計	5,220	—	441	—

(注2) 社債、借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	63	—	—	—	—	—
社債	86	20	—	—	—	—
長期借入金	233	240	205	117	30	8
リース債務	18	18	18	19	15	7
合計	401	278	224	136	46	16

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	407	—	407
資産計	—	407	—	407
社債 (1年以内に償還予定の社債を含む)	—	106	—	106
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	831	—	831
リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む)	—	99	—	99
負債計	—	1,037	—	1,037

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約等から返還までの期間を合理的に見積り、当該期間の将来キャッシュ・フローを国債等の利回りで割り引いた現在価値にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。当該社債については、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年1月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額0百万円)は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載してありません。

当事業年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、214百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2023年1月30日
付与対象者の区分及び人数	受託者 1名(注)3
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 3,000,000株
付与日	2023年2月1日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年5月1日 至 2033年2月5日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月8日付で株式1株につき60株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

3. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社の役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
決議年月日	2023年1月30日
権利確定前(株)	
前事業年度末	3,000,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	3,000,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年9月8日付で株式1株につき60株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 1 回新株予約権
決議年月日	2023年 1 月30日
権利行使価格(円)	90
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1

(注) 2025年 9 月 8 日付で株式 1 株につき60株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社整理損失引当金	84百万円
未払事業税	33百万円
未払賞与	17百万円
資産除去債務	12百万円
その他	22百万円
繰延税金資産合計	170百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
評価性引当額の増減	6.5%
賃上げ促進税制による税額控除	6.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
中小法人軽減税率による影響	0.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.1%

当事業年度(自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	89百万円
未払事業税	68百万円
未払賞与	24百万円
一括償却資産	23百万円
未払労働保険料	11百万円
その他	14百万円
繰延税金資産合計	231百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	67百万円
繰延税金負債合計	67百万円
繰延税金資産純額	163百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
賃上げ促進税制による税額控除	5.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
子会社清算に伴う繰越欠損金引継	0.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

3 決算日後の法人税率の変更

防衛特別法人税に係る規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、法人税率等の引き上げ等が行われることとなりました。これに伴い、2027年2月1日から開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が変更される見込みです。なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から10年と見積り、割引率は1.103%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)
期首残高	—百万円
簡便法から原則法への変更による影響	215百万円
期末残高	215百万円

4 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、本社事務所の拡張及び一部本社事務所の閉鎖計画に伴い、原状回復費用及び使用見込期間について見積りの変更を行いました。当該見積りの変更により原状回復費用の総額が敷金の金額を上回った一部の契約については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、各会計期間の負担額を費用計上する方法に代えて、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

これにより、当事業年度において資産除去債務を215百万円計上しております。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
コンサルティング等	15,859
その他サービス	557
顧客との契約から生じる収益	16,417
その他の収益	—
外部顧客への売上高	16,417

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針） 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度 (2025年1月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,236
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,937
契約負債(期首残高)	206
契約負債(期末残高)	284

契約負債は、顧客から受領した前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は206百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社日立製作所	1,667	—

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 2024年 2 月 1 日 至 2025年 1 月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ローレン ロス・ ジャパン 株式会社	東京都 中央区	9	商品の 企画、製 造、販売	(所有) 直接 100%	資金の援 助	債権放棄 (注 1)	226	—	—
							清算に伴 う残余財 産の分配 (注 1)	24	—	—

(注 1) ローレンロス・ジャパン株式会社は、2024年 5 月31日付で清算終了しております。これに伴い、前事業年度末に244百万円の関係会社整理損失引当金を計上していましたが、全額取崩しております。

(注 2) 取引金額に消費税等を含めておりません。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり純資産額	50.57円
1株当たり当期純利益	32.91円

(注) 1. 2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり当期純利益	32円91銭
当期純利益(百万円)	1,974
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,974
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数 50,000個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単元株制度の採用)

当社は、2025年7月18日開催の臨時株主総会決議に基づき定款変更を行い、2025年7月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年8月21日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月8日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

1 株式分割の目的

株式分割により投資単位の水準を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年9月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき60株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000,000株
今回の分割により増加する株式数	59,000,000株
株式分割後の発行済株式数	60,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2025年8月22日
基準日	2025年9月8日
効力発生日	2025年9月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

3 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年9月8日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2025年8月21日
効力発生日	2025年9月8日

4 その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年9月8日以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	5,400円	90円

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
給料及び手当	953百万円
採用教育費	829百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
現金及び預金	4,386百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	5百万円
現金及び現金同等物	4,381百万円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
コンサルティング等	11,164
その他サービス	350
顧客との契約から生じる収益	11,514
その他の収益	—
外部顧客への売上高	11,514

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
1 株当たり中間純利益	26円01銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(百万円)	1,560
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る中間純利益(百万円)	1,560
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 2025年 9 月 8 日付で普通株式 1 株につき60株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1 株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年 8 月21日開催の取締役会決議に基づき、2025年 9 月 8 日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

1 株式分割の目的

株式分割により投資単位の水準を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年 9 月 8 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき60株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000,000株
今回の分割により増加する株式数	59,000,000株
株式分割後の発行済株式数	60,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2025年 8 月22日
基準日	2025年 9 月 8 日
効力発生日	2025年 9 月 8 日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

3 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年9月8日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2025年8月21日

効力発生日 2025年9月8日

4 その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年9月8日以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	5,400円	90円

【附属明細表】(2025年 1月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	263	305	—	568	60	28	507
車両運搬具	10	—	2	7	5	2	2
工具、器具及び備品	82	103	—	186	43	25	143
リース資産	—	94	—	94	7	7	86
建設仮勘定	—	224	223	0	—	—	0
有形固定資産計	356	727	226	857	117	63	740
長期前払費用	4	—	0	4	3	0	0

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

本社増設、関西支社移転に伴う増加：建物106百万円、工具、器具及び備品92百万円

見積りの変更に伴う資産除去債務の計上：建物195百万円

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2019年7月5日	5	—	0.16	—	—
第2回無担保社債	2021年8月31日	60	40 (20)	0.44	—	2026年8月27日
第4回無担保社債	2022年8月31日	133	66 (66)	0.44	—	2025年8月27日
合計	—	198	106 (86)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
86	20	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	29	63	0.81	—
1年以内に返済予定の長期借入金	159	233	0.88	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	18	2.14	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	485	602	0.98	2026年2月～ 2030年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	79	2.27	2026年2月～ 2031年7月
合計	673	997	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	240	205	117	30
リース債務	18	18	19	15

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6	8	—	6	8
関係会社整理損失引当金	244	—	244	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年1月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	—
預金の種類	
普通預金	3,271
定期預金	5
小計	3,276
合計	3,276

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
株式会社日立製作所	203
NTT東日本株式会社	175
株式会社日本総合研究所	153
株式会社NTTデータ	91
株式会社NTT ExCパートナー	80
その他	1,233
合計	1,937

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
1,236	17,446	16,744	1,937	89.63	33

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

前払費用

相手先	金額 (百万円)
Notion Labs Inc.	159
株式会社irodas	52
松竹株式会社	35
株式会社SmartHR	18
Acroforce株式会社	16
その他	74
合計	357

敷金及び保証金

相手先	金額 (百万円)
松竹株式会社	274
JPビルマネジメント株式会社	124
サンフロンティア不動産株式会社	19
エイ・エフ・ビル管理株式会社	19
住商ビルマネージメント株式会社	5
その他	4
合計	448

買掛金

相手先	金額 (百万円)
株式会社ルーツ・テクノロジーズ	27
株式会社システナ	23
METATEAM株式会社	16
ヘイズ・スペシャリスト・リクルートメント・ジャパン株式会社	16
株式会社BeyondWell	15
その他	321
合計	421

未払金及び未払費用

相手先	金額 (百万円)
従業員	127
日本年金機構	57
東京労働局	45
関東ITソフトウェア健康保険組合	34
JPビルマネジメント株式会社	25
その他	331
合計	622

未払法人税等

区分	金額 (百万円)
法人税	401
住民税	37
事業税	197
合計	637

未払消費税等

区分	金額 (百万円)
未払消費税等	649
合計	649

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 2 月 1 日から翌年 1 月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から 3 か月以内
基準日	毎年 1 月31日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	毎年 7 月31日、毎年 1 月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所	(注) 1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当なし

(注) 1 . 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第 1 項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 . 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年11月30日	佐々木耕平	東京都中央区	特別利害関係者等(当社取締役、当社の大株主上位10名)	株式会社ファン代表取締役佐々木耕平	東京都中央区銀座1丁目12番4号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	2,400,000	95,400,000 (39.75) (注)4	資産管理会社への譲渡
2024年11月30日	加藤 博己	東京都中央区	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	株式会社リーフ代表取締役加藤博己	東京都中央区銀座1丁目12番4号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	2,400,000	95,400,000 (39.75) (注)4	資産管理会社への譲渡
2024年11月30日	小松 亮太	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	株式会社ノーヴェ代表取締役小松亮太	東京都港区南青山3丁目1番36号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	2,400,000	95,400,000 (39.75) (注)4	資産管理会社への譲渡

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。))が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2023年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとされており。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。

純資産価額方式及び類似会社比準価額方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2023年2月1日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 3,000,000株
発行価格	90円
資本組入額	45円
発行価額の総額	270,000,000円
資本組入額の総額	135,000,000円
発行方法	2023年1月30日開催の臨時株主総会において、会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場施行規則(以下、「同施行規則」という。)第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年1月31日であります。
2. 行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき90円
行使期間	2025年5月1日から2033年2月5日まで
行使の条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

4. 2025年8月21日開催の取締役会決議により、2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
コタエル信託株式会社 代表取締役社長 工藤 宏明 資本金100百万円	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	信託会社	3,000,000	270,000,000 (90)	時価発行新株予約権信託の受託者として付与しております。

(注) 当社は2025年8月21日開催の取締役会決議により2025年9月8日付で、普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っており、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社グーニーズ 1、5	東京都中央区晴海三丁目13番2号	30,600,000	48.57
前田 知紘 1、2	東京都中央区	6,600,000	10.48
佐々木 耕平 1、3	東京都中央区	4,200,000	6.67
加藤 博己 1、4	東京都江東区	4,200,000	6.67
小松 亮太 1、4	東京都豊島区	4,200,000	6.67
河野 智晃 1、3	東京都中央区	3,000,000	4.76
コタエル信託株式会社 6	東京都千代田区丸の内2丁目4番1号	3,000,000 (3,000,000)	4.76 (4.76)
株式会社ファン 1、5	東京都中央区銀座一丁目12番4号	2,400,000	3.81
株式会社リーフ 1	東京都中央区銀座一丁目12番4号	2,400,000	3.81
株式会社ノーヴェ 1	東京都港区南青山三丁目1番36号	2,400,000	3.81
計	—	63,000,000 (3,000,000)	100.00 (4.76)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
 - 3 特別利害関係者等(当社の取締役)
 - 4 当社の従業員(当社の執行役員)
 - 5 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社)
 - 6 時価発行新株予約権の受託者
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年10月14日

株式会社 ノースサンド

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

根 岸 大 樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鯛 剛 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノースサンドの2024年2月1日から2025年1月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノースサンドの2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月14日

株式会社 ノースサンド

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

根 岸 大 樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鯛 剛 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノースサンドの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノースサンド及び連結子会社の2024年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月14日

株式会社 ノースサンド

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

根 岸 大 樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鯛 剛 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノースサンドの2023年2月1日から2024年1月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノースサンドの2024年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月14日

株式会社 ノースサンド

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 根 岸 大 樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鯛 剛 和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノースサンドの2025年2月1日から2026年1月31日までの第11期事業年度の中間会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノースサンドの2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。